

## 関ヶ原の戦い関連の鍋島家関係文書についての考察

白 峰 旬

### はじめに

関ヶ原の戦い（慶長5年〔1600〕）に至る政治状況・軍事状況の推移を含めて、関ヶ原の戦いの構造を理解するためには一次史料（同時代史料）の検討が不可欠であることは言うまでもない。よって、本稿では、関ヶ原の戦い関係の一次史料について、鍋島家関係文書を中心として重要と思われる各史料を提示し<sup>(1)</sup>、その内容を考察する。

本稿の「1. 鍋島家関係文書」では、『佐賀県史料集成』古文書編の各巻所収の鍋島家関係の各文書を中心に検討し、鍋島家関係以外の一部の文書についても検討した。

本稿の「2. その他の関係文書」では、『佐賀県史料集成』古文書編に収載された文書以外の関ヶ原の戦い関係の一次史料（鍋島家関係以外の文書）を検討した。

なお、本稿で検討した『佐賀県史料集成』古文書編の各巻所収の鍋島家関係の各文書の存在については、佐賀戦国研究会代表の深川直也氏より御教示いただいた。記して感謝する次第である。

※本稿の各引用史料における下線は、引用者（白峰）によるものである。

### 1. 鍋島家関係文書

1. 「（慶長五年）二月九日付鍋島房茂・鍋島茂里・石井生札・鍋島生三宛鍋島直茂書状」（『佐賀県史料集成』古文書編、11巻、17号文書、13～14頁）

c 我等下国之儀、北国之様子未相澄候間、御暇申候儀いかゝと存候て、ためらひ申候ニ付て、延引いたす儀も可有之候、われ〽帰国遅参ニかまひなく、右之調肝用候、為御存候、己<sup>(ママ)</sup>  
(己カ) 上

わざと申入候、a 當年隆信十七年と存知候、いつ□（もカ）のこことく、宗龍寺にて、其元長老達被申請、b 来月廿四、可有御調候、布施などの儀ハ、早晚之様ニ可被仰付候、（中略）猶弥七左衛門尉可申達候、恐惶謹言、

二月九日

豊州様

加賀守  
直茂（花押）

平五郎

生三

生札 まいる

下線 a は、龍造寺隆信の十七年忌法要のことが書かれている。龍造寺隆信は天正12年（1584）3月24日の沖田畷の戦いで戦死したので、十七年忌法要（死去してから16年目におこなう）ということを検討すると、この書状は慶長5年であることがわかる。下線 a では、龍造寺隆信のことを「隆信」と下の名前だけで呼び捨てにしているが、慶長5年当時の書状では「輝元」（＝毛利輝元）、「景勝」（＝上杉景勝）などのように敬称を付けずに、下の名前だけで呼び捨てにして書かれた用例は存在するので、この場合、「隆信」と呼び捨てにしていることは必ずしも失礼な意味ではない。

下線 b は、その十七年忌法要を3月24日におこなう予定としているので、3月24日が龍造寺隆信の命日であったことがわかり、この3月24日は沖田畷の戦いがあった月日である。

下線 c は、「北国之様子」がいまだ済んでいないため、鍋島直茂<sup>(2)</sup>は（豊臣秀頼から）<sup>いとま</sup>暇をもらうのをためられるので「帰国遅参」の可能性について記している。このことから、慶長5年2月9日の時点で、いまだ徳川家康と前田利長の政治的緊張状態が続いていたことがわかる。

2. 「（慶長五年八月）廿四日付（鍋島生三宛）鍋島直茂書状」（『佐賀県史料集成』古文書編、11巻、24号文書、18～19頁）

c 猶々塩硝之儀、方々へ相尋候て、求可申候、、、少つ、成共、望ミ存候、、、  
a 日田へ飛脚申付候て、豊州表之儀、可承候、兵庫も今程気遣なく候や、懇ニ書状を以、可申  
越候、此方之儀、遠方にて、連々不申入候、b なにの御用立候ハんと申候て、懇ニ可申入候、  
其元萬調之事、不可有油断候、かしく、

廿四日

加（花押）

下線 a は、鍋島直茂が鍋島生三に対して、「日田」（森〔毛利〕兵庫）へ飛脚を申し付けて、「豊州表」のことを聞くように指示している。当時、日田にあった日隈城（豊後国）の城主は毛利高政であったが、毛利高政は豊臣公儀方として出陣するために上方にいたので、国許に在城していた家臣の森（毛利）兵庫に対して飛脚を出すことになったと思われる。このように、鍋島直茂は「日田」（森〔毛利〕兵庫）を通して、「豊州表」の情報を得ようとしていた。この「豊州表之儀」とは、①家康方についた細川忠興の家臣・松井康之などが在城していた木付城（豊後国）に関する動向、②中津城（豊前国）に在城している黒田如水の軍事的動向、の2つの可能性が考えられる。次掲の25号文書の内容を考慮すると、この「豊州表之儀」とは上記②を指していることがわかる。そして次掲の25号文書の発給日付を考慮すると、この書状は八月の廿四日付と考えられる。

下線 b の「なにの御用立候はん」は、下線 a の「兵庫も今程気遣なく候や」に関連して述べているのであり、その意味では、鍋島直茂が「日田」の森（毛利）兵庫と連携を取ろうとしていたことがわかる。日隈城主の毛利高政は豊臣公儀方として上方に出陣していたので、この書状を出した時点では鍋島直茂は、豊臣公儀方としてのスタンス（つまり、反家康方としてのスタンス）であったことがわかる。ちなみに、この書状では家康については全く言及していない。

下線 c では、「塩硝」（有煙火薬）の調達を、鍋島直茂が鍋島生三に指示しているが、これは合戦に近いことを予想してその準備のためであろうか。

3. 「（慶長五年九月）十七日付（鍋島生三宛）鍋島直茂書状」（『佐賀県史料集成』古文書編、11巻、25号文書、19～20頁）

e 両通参候間、一ツハ此方へ留申候、　、

a 日田へ遣候返事参着候、見申候、 b 豊後表、如水被相働、勝利之由見え申候、 c 返書其元へ可遣候へ共、此方にて各江見せ可申候間、留置候、 d 其元普請、かる　と申付候て可然候、　、かしく、

十七日

下線 a は、「日田」（森〔毛利〕兵庫）へ遣わした前掲の24号文書の返事が来たことを伝えている。その返事は、下線 e によれば2通（「両通」）来たことがわかり、そのうち1通は鍋島直茂のもとにとどめておいたことがわかる。

その返事の内容は、下線 b によれば、黒田如水が「豊後表」に出陣して「勝利」したことが書かれていたことがわかり、このことは石垣原の戦いで如水が大友義統に勝利したことを指している。

石垣原の戦いは9月13日（大友義統が降伏したのは9月15日）であるので、この書状は九月の十七日付と考えられる。ということは、大友義統が降伏した2日後には鍋島直茂はこの戦いの勝敗の結果を知っていたことになる。

下線 c によれば、この返書は、鍋島直茂が各自に見せる予定なので、鍋島生三へは渡さずに鍋島直茂のもとにとどめておく、としている。ということは、石垣原の戦いにおける如水の勝利が、鍋島家にとって非常に重要な情報であったことを示している。また、別の見方をすれば、鍋島家の情報網では、豊後での黒田如水の軍事的動向は把握できなかったことを示している。

そして、石垣原の戦いにおける如水の勝利について、9月17日の時点で如水から直接、鍋島直茂に報告されていないということもわかる。よって、9月17日の時点では如水と直茂の間では直接、書状のやりとりをしていなかったことになる。この経緯については、次掲の26号文書の説明で述べることにする。

鍋島直茂が家康方であると如水が認識していれば、如水から直茂に直接戦勝報告が行くはずであ

るので、この時点（9月17日の時点）で如水は直茂を家康方とは認識せず、豊臣公儀方と認識していたことになる。この書状の内容を見るとわかるが、如水の勝利をめでたいなどは記していないので（つまり、直茂は喜んでいないので）、直茂は如水とは、この時点（9月17日）で同じ立ち位置ではなかったことは確実である。

下線dの「其元普請」とは蓮池城（肥前国）の普請を指すと考えられるので、この時、鍋島生三は蓮池にいたことになる。この普請について、軽い程度（「かる〜と」）でよいと直茂が指示していることは、合戦に近いことを直茂が予想していることを示すものなのだろうか。

下線bでは「如水」と呼び捨てにしているが、上述したように、慶長5年当時の書状では、下の名前だけで呼び捨てで表記することは、それ程珍しいことではなく、失礼な書き方ではない。

4. 「（慶長五年）九月十日付（黒田如水宛）鍋島直茂書状」（『佐賀県史料集成』古文書編、11巻、26号文書、20頁）

d 猶々申度事候へ共、昏面ニ不克述候、御

幸便候条、用愚札候、a 上方（「より」脱カ）到来口上ニ申含候間、可被聞召候、連々可申入候へ共、b 貴邊之儀者、内府一篇之御覚悟に候間、無心疎かさねて申入間敷候、c 可（被成カ）其御心得候、可被申述候間、恐惶謹言

鍋加守  
直茂（花押）

九月十日

(水カ)  
如 人 (御中カ)

下線aは、上方から来た情報について鍋島直茂から黒田如水への使者に申し含めたので聞いてほしい、としている。このことからすると、9月10日の時点までは、まだ直茂と如水の間に書状のやりとりはあったことになる。

しかし、下線bでは、如水（「貴邊」）は「内府一篇之御覚悟」であるので、今後は書状を出さない、と明記している。そして、念押しするように、下線cでは、そのように心得てほしい、と述べている。「内府」とは家康のことであり、「一篇」とは「一心に、あるいは、ひたすら」<sup>(3)</sup> という意味であるから、下線bの意味としては、家康に一方的に肩入れしている如水に対しては今後、直茂からは書状を出さない、というように断交を宣言していることになる。

下線dでは、言いたいことはあるが紙面では述べることができない、としていることは、直茂は如水と相当スタンスが違うという意味なのであろうか。

下線bの内容からは、9月10日の時点で鍋島直茂は家康方でないことが明確にわかり、家康方の如水に同調していない、という点で重要な意味がある。下線bでは「内府」と記されていて敬称を

付けていない点にも注意したい。

5. 「(慶長五年)九月廿六日付森(毛利)兵庫宛鍋島直茂書状」(『佐賀県史料集成』古文書編、11巻、27号文書、20～22頁)

- a 此比、御左右不承候間、可申入と存候處、預飛札、珍重ニ存候、
- 一、 b 義統入国候處、如水被及一戦、中庵被失利、剩中津へ被越居之由、無是非次第共候、
- 一、 c 高田・府内其外諸所、加主・如水被申談相働、熊内蔵・垣泉両城事、取巻候付て、暖ニ成、人質出し、両城相渡候由、 d 敵口を申来候哉、 e 兩人なから少身之儀共候間、如此も候はんと存候、 f 彼表相澄候者、其堺可相働儀も可在之由、尤之御氣遣候、雖然、御城丈夫ニ被誘、可為堅固由承、乍案中候、 g 此方乃自然之時者、加勢無余儀存候へ共、藤八郎・信濃守・親類之者、皆以勢州表在陣候付て、我等一人佐賀為番罷居候間、遠方と申、不任心民太兼日得御意候處、不首尾之様ニ罷成、不及是非存候、 h 雖然、敵取懸候ニおいてハ、前を以預御左右候者、寄之衆申談候て、御馳走可申候、何事も依遠路、互ニ疎略罷成、口惜存候、
- 一、 i 肥後表之儀、加主、宇土へ取懸、防戦候て、隈本之衆手をくれの由、 j 筑後表方到来候、事實之儀承合、重而可申入候、 k 加主事、昨日までハ宇土城ちかく被相控候哉、鉄炮火色相見之由申候、 l 宇土城之儀ハ可為堅固様ニ承候間、可御心易候、 m 尚互可申承候、恐々謹言、

鍋加守

直茂(花押)

九月廿六日

森兵庫殿

下線 a は、鍋島直茂と日田の森(毛利)兵庫が以前から書状のやりとりをして情報交換していたことをうかがわせる。

下線 b からは、大友義統が(大友氏の旧領である豊後国に)入国したところ、黒田如水と一戦に及び、敗北して<sup>(4)</sup>、現在は中津(黒田如水の居城地)にいることがわかる。

前掲の25号文書の説明で上述したように、この戦いの勝敗結果について鍋島直茂は、「日田」の森(毛利)兵庫からの返書によって知ったので、下線 b の文は、森(毛利)兵庫からの返書における石垣原の戦いについての文をそのまま復唱して記している可能性が高い。

下線 c は、豊後高田(城主は竹中重利)・豊後府内(城主は早川長政)そのほかの諸所に対して、黒田如水が加藤清正と相談して出陣し、熊谷直盛(居城は安岐城〔豊後国])・垣見一直(居城は富来城〔豊後国])の両城を(黒田如水の軍勢が)包囲したので、和議になり、人質を出して両城を引き渡した、としている。

下線 d は、下線 c の内容(情報)について、「敵口」から森(毛利)兵庫に伝えてきたのか、と

尋ねている。この場合の「敵口」とは黒田如水、加藤清正などを指すと考えられることから、9月26日の時点で、鍋島直茂は黒田如水や加藤清正を敵と認識していたことがわかる。

下線 e における「兩人」とは熊谷直盛と垣見一直を指すと思われる(ただし、この2人は関ヶ原の本戦の時には大垣城の在番であったため国許にはいなかった)、この2人は「少身」なのでこのようになった(居城を攻め落とされたことを指す)のだろうと思う、としている。

下線 f は、黒田如水に敵対した豊後国内の安岐城と富来城が攻め落とされたので、次は敵(黒田如水)が同じ豊後国内の日田の境目まで出陣してくるであろうと、森(毛利)兵庫が心配するのは尤もである、としている。

下線 g は、龍造寺高房(「藤八郎」)、鍋島勝茂(「信濃守」)、そのほか「親類之者」が皆、伊勢方面に在陣しているため、鍋島直茂一人<sup>(5)</sup>が佐賀に在番しているので、日田の森(毛利)兵庫に対して鍋島家から加勢が出せない状況であることを述べている。

下線 h は、しかしながら、「敵」(黒田如水、加藤清正)が日田の森(毛利)兵庫のところへ攻めかかってきた場合は、知らせてもらえれば、直茂は「寄之衆」と相談して尽力したい、としている。

このように、鍋島直茂が日田の森(毛利)兵庫を味方と認識して緊密に連携する一方、黒田如水や加藤清正を敵と認識していたことは、9月26日の時点でも直茂は反家康方であり、豊臣公儀方であったことが明確にわかる。

このことは、直茂が如水との断交を宣言した前掲の26号文書は文面が非常に短いとは対照的に、この27号文書は非常に長文であることから理解できる。

下線 i は、肥後国内で加藤清正が宇土城(小西行長の城)を攻撃しているが、城側が防戦<sup>(6)</sup>をしているため攻撃側の「隈本之衆」は「手をくれ」であることを報じている。

下線 j は、この情報が「筑後表」からもたらされた、としているが、この場合の「筑後表」からの情報とは、立花宗茂(筑後柳川城主)、或いは、小早川(毛利)秀包(筑後久留米城主)の家臣<sup>(7)</sup>からの情報である可能性が考えられる<sup>(8)</sup>。

下線 k は加藤清正の動向(所在位置)に関するもので、昨日(9月25日)までは攻撃中の宇土城の近くにいたのだろうか、としている。「鉄炮」の「火色」が見えた、としているので、この情報も「筑後表」からの情報と思われる、実際に密偵を宇土まで派遣して宇土城攻めの様子を実見してきた可能性が高い。

下線 l は、宇土城は堅固に防戦しているように聞いているので安心してほしい、としている。この記載からすると、鍋島直茂は、小西行長と同じく豊臣公儀方のスタンスであり、「日田」の森(毛利)兵庫も同じく豊臣公儀方であることがわかる。そして、上述のように、鍋島直茂が、宇土城攻撃に関する「筑後表」からの情報を入手していることからすると、豊臣公儀方の立花宗茂、或いは、小早川(毛利)秀包とも連携していたことがわかる。

下線 m の「尚互可申承候」という記載からは、今後も直茂と「日田」の森(毛利)兵庫が相互に

情報交換することを、直茂が希望していることになり、今後も直茂は立場（黒田如水・加藤清正と敵対する立場）を変えるつもりがないことがわかる。

6. 「（慶長五年十一月カ）七日付（鍋島生三宛）鍋島直茂書状」（『佐賀県史料集成』古文書編、11巻、28号文書、22頁）

尚々明日不召連候者、大兵・行右衛門・玄蕃・六充、c 東目之様子可相尋候間、今晚此方へ可遣候、めしつれ候者無用候、〜、  
其元誘候て、明日者早々可罷出候、可相残之者共、能々申付可召置候、兼日申候 a 兵糧之儀、  
b 上衆薩摩くたりにて候者、いよ〜（「兵」脱カ）糧入可申候間、無油断取納可申付候、道右申談可然候、恐々かしく、

七日

下線 a で兵糧のことを指示していたり、下線 b で「上衆」（家康方の上方大名衆という意味か？）の「薩摩くたり」（＝島津氏攻め）としているので、慶長5年の関ヶ原の戦いのあとの島津氏攻めの予定を指すのであれば、この書状は慶長五年十一月の七日付と考えられる。

下線 c の「東目之様子」とは、関東の状況、或いは、家康の動向という意味であろうか。

28号文書の内容解釈としては、このほかに、下線 b の「上衆」を豊臣秀吉の軍勢と解釈した場合は、天正15年（1587）の島津討伐を指す可能性も考えられるが、この点については今後の検討課題としたい。

7. 「（慶長五年）七月十六日付鍋島生三宛鍋島勝茂書状」（『佐賀県史料集成』古文書編、11巻、155号文書、104頁）

追而、d 国本着候ハハ、人数之儀二千ほど早々可差上せ候、ゆたんあるましく候、以上、用所之儀候て市右衛門尉遣候、能々談合候て可然候、a 仍其方事早々国本罷下、蓮池番仕候て可然候、b 我等存候よく合点候て加州へ可申候、七郎左殿事、加州返事次第二下可申候、於様子ハ市右衛門尉可申達候、c 加州上国之事、増右へ申分遣候、無御登候共くるしかるましきと存事候、かしく、

七月十六日

信（花押）

生三 まいる

下線 a は、鍋島勝茂が鍋島生三に対して、早々に国許へ帰り、蓮池城の在番をするように指示している。

下線 b は、鍋島勝茂<sup>(9)</sup> が思っていることをよく理解・承知して、鍋島生三から鍋島直茂へ申し上げるように指示している。

下線 c は、鍋島直茂の「上国」(上坂という意味か?) のことについては、増田長盛へ「申分」を伝えたので「御登」がなくても支障はないと思う、としている。

下線 d は、鍋島生三が国許に着いたならば、「人数」(軍勢) を2000程早々に上らせる(上坂させる) ように指示している。

以上のことをまとめると、鍋島勝茂は上方から鍋島生三を国許に返して、鍋島直茂に勝茂の考えを説明させて(つまり、勝茂が生三に何か言い含めて、直茂へのメッセージを託した)、鍋島家として2000の軍勢を上坂させるように命じたことがわかる。そして、鍋島直茂については上坂できなくても、増田長盛へは勝茂から事情を説明したので支障はない、としている。

この経過を考慮すると、本来は鍋島直茂が2000の軍勢を率いて上坂すべきであるが、鍋島家の軍勢2000が上坂すれば、鍋島直茂が上坂しなくても問題はない、というように理解できる。そして、鍋島家の軍勢2000の上坂を命じたのは五奉行の一人である増田長盛であった、と考えられる。

この書状は七月十六日付であり、この日付は大坂三奉行(増田長盛・前田玄以・長束正家)が「内府ちかひの条々」を出した7月17日の前日である、という点は大いに注目される。

つまり、「内府ちかひの条々」を出す前日の時点で、すでに豊臣公儀は大名に対して兵力動員をかけていた証拠となり、その意味で、この書状は重要な文書であると評価できる。

8. 「(慶長五年) 八月十日付黒田如水宛鍋島直茂書状」(『佐賀県史料集成』古文書編、21巻、1号文書、195頁)

a 従上方到来候、ふしミ城、去朔日火矢ニて被焼付、手ニ取くつし、城中之衆皆々被相果候由申来候、貴邊へも其聞へ可有御座候へ共申入候、 b 此方手前之仕寄、無心元存、 c 又ハ増石・長大・安国寺ないそき可罷上通、連々預御状候へ共、 d 于今延引、不審之様ニ承候間、罷上候ハて不叶儀と存、今日こ、もと罷たち候處ニ、我等もの右之落去見申候て罷下、夜中ニ参着申候ニ付て、 罷上儀先以さしのへ申候、相易儀共候者、御入魂可忝候、恐惶謹言、

鍋加守

八月十日 直茂(花押)

如水様

人々御中

下線 a は、去る8月朔日、(豊臣公儀の軍勢によって攻撃され)伏見城が火矢にて焼かれ、「手々」(各軍勢という意味か?<sup>(10)</sup>)によって取り崩され、「城中之衆」は皆々死んだ、ということが上方から情報として直茂のもとにもたらされた、としている。この記載からすると、8月1日に伏

見城が落城したという情報は9日後の8月10日に佐賀に届いたことがわかる。

下線bは、鍋島直茂は自分の「仕寄」は不安である、としているが、「仕寄」の本来の意味<sup>(11)</sup>では文意が通らないので、この場合の「仕寄」は兵力という程度の意味なのであろうか。

下線cは、増田長盛・長束正家・安国寺恵瓊<sup>(12)</sup>から急いで上坂するように何回も書状が来た、としている。下線cにおける「連々」とは「何回も」という意味であるから<sup>(13)</sup>、鍋島直茂に上坂を命じる増田長盛・長束正家・安国寺恵瓊の連署状が複数来たはずであるが、これらの書状（連署状）は、その後、鍋島家（佐賀藩）に残されているのだろうか。或いは、伝存すると不都合なので破棄されたのであろうか。

この場合の上坂というのは、鍋島直茂が単に大坂へ行くという意味ではなく、鍋島家の兵力を率いて上坂するという意味（つまり、豊臣公儀のために軍事行動をする、という意味）であることは言うまでもない。

下線cで重要なのは、直茂に対して上坂を命じたのが五奉行の増田長盛・長束正家のほか、安国寺恵瓊も加わっている、という点である。このことは、当時、安国寺恵瓊が五奉行クラスと同格で、豊臣公儀の中樞（豊臣公儀として大名に上坂〔つまり兵力動員〕を命じる側）に位置していたことを明確に示している。そして、石田三成が政権（豊臣公儀）に正式に復帰する8月より前の段階では、反家康の軍事・政治闘争の首謀者がこの3人であったことが明確にわかるという意味で、この書状は重要な文書であると評価できる。

下線dは、現時点（8月10日の時点）まで直茂が上坂を延引していることが（増田長盛・長束正家・安国寺恵瓊に）「不審」（＝疑わしく思われること<sup>(14)</sup>）と受け取られた、と聞いたので、上坂しないわけにはいなくなり、直茂は、今日（8月10日）、佐賀を出立したが、鍋島家の者が上記の（伏見城の）落去（＝降伏<sup>(15)</sup>）を見て下国し（本日の）夜中に到着したので、直茂は上坂をさしあたり延期した、としている。

このように、伏見城が落城したので上坂を延期したということは、鍋島直茂は豊臣公儀の軍勢による伏見城攻撃に加わる予定で上坂しようとしたのであろう。しかし、伏見城が落城したので、直茂は自分がもう兵力を出さなくてもよいと判断した、と考えられる。

この書状の内容からわかる点を列挙すると以下ようになる。

①この書状では、家康（内府）については、一言も触れていないので、この時点（8月10日の時点）では直茂が如水を家康方と見なしていたようには思えない。直茂が家康寄りのスタンスであったなら、如水に家康への取り成し（取次ぎ）を書くはずであるがそうしていない。家康について一言も触れていないのが、すべてを物語っており、この時点の直茂の立ち位置は豊臣公儀（石田・毛利連合政権）方のスタンスであることがわかる。つまり、豊臣公儀の敵になった家康のことは直茂の眼中にないということであろう。家康のことをすでに見限っている（見放している）のかも知れない。

②この書状内容全体の印象としては、如水を豊臣公儀（石田・毛利連合政権）方と認識して、直茂

が上坂していない理由(弁明)を書いているように思える。8月上旬から中旬の豊臣公儀(石田・毛利連合政権)方有利の状況(家康方不利の状況)を如実に反映している。

③この書状内容全体の印象としては、直茂は如水と気脈を通じて、今後同一の軍事行動をとる、というような方向性は見えない。

④伏見城が落城したので、直茂が上坂を延期した、というのは兵力的に豊臣公儀(石田・毛利連合政権)方への加勢が一旦必要なくなった、と考えたからだろう。下線dに「罷上儀先以さしのへ申候」と記されているので、上坂の取り止めではなく、上坂を一旦延期した<sup>(16)</sup>という意味にとらえるべきである。このように、直茂は上坂を中止したのではなく、一旦延期したわけだから、今後家康方との決戦が近付けば、兵力を連れて上坂する、という意図が見えるのではないだろうか。上坂するということは単に挨拶する、という意味ではなく、兵力を連れて上坂し、豊臣公儀の指揮下で軍事行動することを意味する。

⑤伏見城攻めで火矢を使用したことは、当時の城攻めの方法として興味深い。

⑥増田長盛・長束正家・安国寺恵瓊から上坂を命じる連署状が複数、直茂のところへ来たということは、豊臣公儀(石田・毛利連合政権)における安国寺恵瓊の立ち位置(三奉行の代理ができる立場)の重要性がよくわかる。

⑦この書状において、家康のことは一言も触れていない一方で、豊臣公儀の政権幹部である増田長盛・長束正家・安国寺恵瓊のことは明記されていて、そこからの指図(命令)を受けたことを記している。つまり、増田長盛・長束正家・安国寺恵瓊のメンバーによって構成された新政権を、直茂は正統な政権(豊臣公儀)として認めていることがわかる。正統な政権として直茂が認めていないならば、増田長盛・長束正家などを非難する文言を書くはずだが、そのような文言は一切書かれていない。ということは、この文書の宛所である黒田如水も、この時点では同じ立ち位置(新政権としての豊臣公儀を認める立場)と考えてよいのではないだろうか。

以上のような諸点が読み取れるという意味で、この書状は重要な文書であると評価できる。

9. 「(慶長五年七月)廿七日付鍋島茂里・石井茂利・鍋島生三宛鍋島勝茂書状」(『佐賀県史料集成』古文書編、13巻、763号文書、4～5頁)

□平右衛門尉事、用所□差下候、

一、諸三左衛門尉ニて申遣候、a 爰元詰人数之儀、急度可差上候事、

一、今度、右之外、b 鉄炮二百挺・弓五十張□相改、急速□(可カ)差上候事、

一、c 弓・鉄炮究、着到三ツ披見、得其意候、

一、d 馬廻着到未相済候哉、究次第早々可差上候事、

一、e 佐賀・蓮池普請之儀、由断候間敷□早々□普請不可有緩候事、

(中略)

一、千布姉の儀ニ付而、平右衛門尉口上承候、(中略) 是又口□□□□ f □□(佐カ) 賀、我等居

屋敷作事の儀、三左衛門尉にて申遣候、其分申付可然候、恐々謹言、

信濃守

□月廿七日

清茂（花押）

平五左<sup>(ママ)</sup>（郎カ）

石壺

生三 まいる

下線 a は、「爰元」（鍋島勝茂のいる上方）へ「詰人数」を国許から上らせるように指示している。

下線 b は、鉄炮200挺・弓50張を急いで国許から上らせるように指示している。

下線 c は、「弓・鉄炮」の（数量を）決定した「着到」を勝茂が3つ披見した、としている。『日葡辞書』<sup>(17)</sup>によれば、「着到」とは「兵士、または、その他の人々の氏名を書きつける人名表」という意味であるが、この場合は、「弓・鉄炮」の数量を書き付けたリストと考えられる。

下線 d は、馬廻衆の「着到」がまだ決まっていないのか、と尋ねて、決まり次第、（馬廻衆を）早々に上らせるように指示している。

下線 e は、「佐賀・蓮池」の普請について指示している。この普請に関連して、「（年次未詳）二月晦日付鍋島茂里・鍋島生三宛鍋島直茂書状」<sup>(18)</sup>に「佐嘉・蓮池間之普請申付之由」という記載がある。また、前掲「（慶長五年九月）十七日付（鍋島生三宛）鍋島直茂書状」<sup>(19)</sup>に蓮池における普請と思われる記載として「其元普請、かる〜と申付候て可然候」と記されている。

下線 f は、佐賀における勝茂の「居屋敷」の作事についての指示である。

上記の下線 a、b、c、d の内容からは、国許から急いで兵力や弓・鉄炮を上方へ派遣するように勝茂が命じていることがわかるので、このことが前掲「（慶長五年）七月十六日付鍋島生三宛鍋島勝茂書状」<sup>(20)</sup>と関係するのであれば、この書状は、慶長五年七月の廿七日付と考えられる。

10. 「（慶長五年）八月廿三日付龍造寺清兵衛（馬場茂員）宛鍋島直茂夫人陽泰院消息」（『佐賀県史料集成』古文書編、7巻、254号文書、310～311頁）

返々、g 御ちんさきさまよく候哉、御心もとなく、御きもし御すいもしなされへく候、  
h さくひやうへさまへ御ふミ上まいらせ候するを、さためていまた御とゝき候ましくと、  
御ふミあけ申さす候〜、

a おとゝい、まつ〜くさつまで御ちんかへのよし、うけ給候、何共〜御大への御事、申  
たるまでに候、b いまたくさつの御ちんにておハしまし候哉、又さきさま御ちんかへなされ候  
哉、いかゝと御心もとなく、そのミはかり申上まいらせ候、c 御ちんに御たちのおりふしハ、

御いとまこい申上候はん御事、そのミはかり申まいらせ候、dとう八さま、はしめての御ち  
んにて、一しほこゝもと方のきつかい、御すいもしなされへく候、これ方申までなく候へとも、  
eとう八さま御そはの御事、よろつたのミまいらせ候、fしなのしやくはいにて候間、はんし  
御らんしあわせ、御いけん、これ又ふかゝたのミ上まいらせ候、めてたふ、かさね、  
かしく、

八月廿三日

方

iりうさうし

せいひやうへさま まいる

くない卿

申給へ

下線 a は、一昨日 (= 8月21日)、草津 (近江国) まで陣替をしたことを承った、としている。後述のように、この陣替をしたのは、龍造寺高房、鍋島勝茂の軍勢である。この消息を出した陽泰院 (鍋島直茂夫人) は当時、大坂にいたので、この情報の取得にそれ程のタイムラグはなかったはずである。

一昨日というのが、陣替をした日を指すのか、或いは、陽泰院が陣替に関する書状を受け取った日を指すのか、文脈上ではどちらにもとれるが、とりあえず、陣替をした日として理解したい。

下線 b は、8月23日の時点で、いまだ草津に在陣しているのか、或いは、さらに先の方へ陣替したのか、ということを知っている。

下線 c は、御陣に御立ちの際には (= さらに陣替をする際には)、御暇乞いを申し上げたい、としている。

下線 d は、龍造寺高房 (「とう八さま」) は初陣であるので、ひとしお私 (陽泰院) からの気遣いがあることを推量してほしい<sup>(21)</sup>、としている。そして、下線 e では、龍造寺高房のお側のことを万事頼む、としている。

下線 d、e では、龍造寺高房のことを「とう八さま」と表記しており、「様」付である点には注意したい。これは、龍造寺家を当主 (主筋) の家柄として、この時点で陽泰院が認識していたことによるものであろう。これに対して、陽泰院の子である鍋島勝茂については、下線 f にあるように「しなの」と表記しており、敬称は付けていない。

下線 f は鍋島勝茂 (「しなの」= 信濃守) は若輩であるので、万事を見合わせて異見をしてくれるように頼む、としている。

下線 g は、御陣 (= 戦い<sup>(22)</sup>) の今後について心配をしている。

下線 h は、龍造寺作兵衛 (「さくひやうへさま」) (= 千葉胤信、龍造寺房秀) へ書状 (「御ふみ」) を出そうとしたが、いまだ届かないだろうと思い、出していない、としている。

下線 i の宛所である「りうさうしせいひやうへ」は龍造寺清兵衛 (= 馬場茂員<sup>せいひやうえ</sup>) である。

上述した下線 h の龍造寺作兵衛と、下線 i の龍造寺清兵衛の人物比定については、深川直也氏

（佐賀戦国研究会代表）より御教示をいただいた。また、深川氏からは、この2人は『勝茂公譜』上でも関ヶ原の戦いの時の上方従軍リストに記載があり、家老クラスである、という御教示もいただいた。深川氏の御教示に対して記して感謝したい。

この陽泰院消息からわかる点をまとめると、①龍造寺高房と鍋島勝茂は8月21日に草津へ陣替をおこなった、②今回の出陣は龍造寺高房にとっては初陣であり、鍋島勝茂は若輩であった（ちなみに、慶長5年の時点で、龍造寺高房は15歳、鍋島勝茂は21歳であった）、③鍋島直茂夫人の陽泰院としては、初陣である龍造寺高房のことを心配し、若輩の鍋島勝茂に対しては異見してほしい、と頼んでいる、というようになる。

この陽泰院消息の解釈として、深川直也氏からは次の諸点について御教示をいただいた。

（1）8月21日に龍造寺・鍋島軍が草津に在陣している様子は、『直茂公譜』、『勝茂公譜』にはない情報であり、伏見城攻めのあと、草津を経由して伊勢に向かったか。となると毛利豊前守も同様か。  
（2）草津のことを「おととい」聞いたとなれば、やはり陽泰院は大坂で人質生活をしていたと思われる。

（3）陽泰院は出陣に関して第一に龍造寺家の家督後継者、藤八郎君を第一に書いている。その次にわが子の勝茂を、若輩なので万事サポートを頼みます、と認めている。

（4）この消息の宛先の龍造寺清兵衛<sup>せいひょうえ</sup>は、管見の限り、陽泰院から書状（消息）が届いても不思議ではないクラスの家臣、馬場清兵衛茂員のことと思われる。郷土史上、この消息をもって馬場氏が龍造寺姓を下賜されていた可能性を指摘できる。総じてやはり、全軍としては「龍造寺」の軍であると、直茂の妻である陽泰院が認識していたことは注目に値する。

これらの深川氏からの御指摘・御教示に感謝したい。

11. 「（慶長五年）十一月六日付鍋島茂里宛井伊直政書状写」（『佐賀県史料集成』古文書編、7巻、255号文書、311～312頁）

追而申入候、c 致判可申候へ共、少不相成様子ニ候條、乍慮外、如斯ニ候、以上、  
a 今度、柳川表、貴所為先手、被及御一戦、敵随分之者数多被討捕、殊御手前御手柄、無比類之由、其間候、被入御情（精カ）候段、  
b 内府祝着被申候、何も重而可申達候條、早々如此候、恐々謹言、

井伊兵部少輔  
直政

十一月六日

鍋嶋平五郎殿 御宿所

下線 a は、江上八院の戦い（＝柳川合戦、江上合戦）において、鍋島茂里が先手として一戦に及び、敵（＝立花宗茂の家臣）の「随分之者」<sup>(23)</sup> を数多く討ち捉えたことを、御手柄として賞して

いる。

下線bは、家康がこのことを聞いて満足に思っている、としている。

下線cは、この書状に「判」(=花押<sup>24)</sup>)をすべきところであるが、それができない状況なので、無礼ながらこのようになった、としている。このように井伊直政が自分の書状に花押を据えることができなかったのは、関ヶ原の戦いで負傷したことが原因と考えられる。関ヶ原の戦いの翌々月にこうした健康状態であったことは注意される。

この書状写は、十一月六日付であるので、江上八院の戦い(10月20日)の16日後に発給されたことになる。

この書状写の内容からすると、鍋島氏は江上八院の戦い後すぐに、井伊直政を通して徳川家康に戦勝報告をしていたことになる。

深川直也氏(佐賀戦国研究会代表)の御教示によれば、『直茂公譜考補』<sup>(25)</sup>には、「(慶長五年)十一月六日付鍋島直茂宛徳川家康書状写」、「(慶長五年)十一月六日付鍋島勝茂宛井伊直政書状写」が収録されている、とのことであるので、それを見ると、前掲「(慶長五年)十一月六日付鍋島直茂宛徳川家康書状写」には、①(鍋島直茂が)「柳川表」に出陣して、小早川秀包の居城(=久留米城)を受け取った(接収した)、②そのうえ合戦(=江上八院の戦い)に及んで多数の(敵を)討ち捕らえたことを賞する、と記されている。そして、前掲「(慶長五年)十一月六日付鍋島勝茂宛井伊直政書状写」には、①鍋島直茂から家康へ「御使札」を差し上げたので、それを詳しく(家康へ)申し聞かせた、②(鍋島直茂が)「柳川表」へ早々に出陣して一戦に及び、敵を多数討ち捕らえて、(敵の)首を差し上げたことを「御手柄」として、家康は「祝着」と述べている、③これからの「御行」(=軍事行動)は鍋島直茂と(鍋島勝茂が)相談して、しかるべきようにすることが肝要である、と記されている。

このことからすると、鍋島直茂から家康へ江上八院の戦いの戦勝報告をしていることが明らかになる(上記の「(慶長五年)十一月六日付鍋島勝茂宛井伊直政書状写」の①、②)。なお、鍋島直茂、鍋島勝茂の今後の出陣予定についても言及しているが(上記の「(慶長五年)十一月六日付鍋島勝茂宛井伊直政書状写」の③)、これは黒田如水、加藤清正などが予定していた島津氏攻めのことを指しているのであろうか。

12. 「(慶長四年)三月五日付鶴田善右衛門・河原善九郎・久池井弥五左宛鍋島勝茂・鍋島直茂連署状」(『佐賀県史料集成』古文書編、7巻、67号文書、400~401頁)

態申入候、其許無異儀由、本望候、殊家中衆、覚悟之躰、別而被入念、誓紙之趣、公私目出度根元と珍重候、a 仍京都無相易儀候、頃、各被仰事共候つれとも、b 内府公・大納言殿御聞、今程一段よく御成候様子、口上ニ申入候條、可被得其心候、c 我等下向之儀、今少見合候て、御暇申上、可罷下と存候、何も期其節候、恐々謹言、

三月五日  
鍋信濃守  
清茂（花押）  
同加賀守  
直茂（花押）

鶴田善右衛門殿  
河原善九郎殿  
久池井弥五左殿

下線 a における「京都無相易儀」、「各被仰事共候」という記載は、徳川家康の私婚問題、つまり、家康が伊達政宗・蜂須賀家政・福島正則らと婚姻策を進める不穏な動きを、他の大老、五奉行らに詰問されたこと<sup>(26)</sup>を指すと考えられる。よって、下線 a における「京都」とは伏見を指している可能性が高い。

『史料綜覧』巻13<sup>(27)</sup>によれば、慶長4年正月19日に前田利家・宇喜多秀家・毛利輝元・上杉景勝（家康以外の五大老）等が家康及び政宗等に対して、私婚問題に関して豊臣秀吉の遺命に背いたことを責めたが、2月2日に徳川家康が前田利家等と和解して誓書を交換した。

家康は正月19日の詰問を伏見で受けたと考えられ、2月2日の誓書を交換した際も伏見にいた、と考えられる<sup>(28)</sup>。

この書状が三月五日付であることを考慮すると、下線 b の家康（内府公）と前田利家（大納言殿）の間が近頃は一段とよくなった、としていることは、2月2日の家康と利家の和解以後の状況を指していることになる。

しかし、下線 c で、鍋島勝茂・鍋島直茂はもう少し状況を見てから帰国予定としていることは、3月5日の時点でも政治状況が不安定になる可能性が残っていたため、もう少し注視する必要があったことを示している。

13. 「（慶長四年）閏三月七日付鶴田善右衛門・久池井弥五左宛鍋島直茂書状」（『佐賀県史料集成』古文書編、7巻、68号文書、401～402頁）

幸便之條、一書令啓候、a 生札帰国之後、相かハる儀無之候、b 過半、内府様御存分之まゝニ罷成躰候、c 大納言殿、去四日御遠行候、d 御息肥前殿、内府様別而被仰談候故、年寄衆五人之内、是又、過半家康ニ被申入之由申候、e 備前殿、中国まで相すミ、悦申儀候、f 今少、石治少、被仰事共候けに候、是も御無事ニ可成と存候、g 其面普請彼是不可有油断事、肝要候、h 右之分ニ、未二三人も依不相済躰候、i たゞ今も弓・鎗取あはせ、走あひ候儀、やミ不申候、かハる儀候ハ、早速可申越候、此書面喜清次殿へ懇ニ可被申候、恐々謹言、

鍋加守

閏三月七日

直茂 (花押)

鶴善右

久弥五左

御宿所

下線 a は、鍋島家家臣の石井生札が国許へ帰ったあと、変わったことがない旨を伝えている。前掲の67号文書の記載から3月5日の時点で鍋島直茂と鍋島勝茂は伏見にいたと考えられるので、閏3月7日の時点でも伏見にいたと思われるため、変わったことがないというのは、伏見での政治状況において変わったことがない、という意味であろう。

下線 b は、おおかたは家康の考えの通りになっている状況としているので、これは慶長4年(1599)の閏3月7日の時点における、前田利家死去後の伏見での政治状況に関する記載であろう。

下線 c は、前田利家(「大納言殿」)が去る(閏3月)4日に死去した、としている。通説では前田利家が死去したのは閏3月3日としているので、この記載(閏3月4日死去説)は注目される。その意味では今後、前田利家の死去日について再検討が必要である<sup>(29)</sup>。

下線 d は、前田利家の子息である前田利長(「肥前殿」)は、家康と特に相談しているので、大老(「年寄衆」)5人のうち、過半は家康に対して(前田利長が五大老の一人になることを?)申し入れている、とのことである、としている。

下線 b や下線 d の前半部分では「内府様」としているのに対して、下線 d の後半部分では「家康」としているのは、前者は鍋島直茂から見た家康に対する表記であるが、後者は他の大老(「年寄衆」)から見た家康に対する表記なので、こうした表記の違いが生じていると考えられる。

下線 e は、宇喜多秀家(「備前殿」)に関する記載であり、「中国まで相すミ、悦申儀」というのは宇喜多氏の家臣団内部での争いである、いわゆる宇喜多騒動が沈静化したことを指しているのであろうか。

下線 f は、石田三成について、少し「被仰事共」があったようであるが<sup>(30)</sup>、これも「御無事」になるだろうと思う、としている。この「被仰事共」<sup>(31)</sup>とは、通説で豊臣七将が石田三成を襲撃したとされている、いわゆる豊臣七将襲撃事件を指す(ただし、実際にはそのような武装襲撃事件は起きておらず、単なる訴訟騒動であった<sup>(32)</sup>)と思われるが、下線 f の記載を見ると、石田三成に対する「被仰事共」は伏見でおきたと考えられ(上述のように、鍋島直茂と鍋島勝茂は伏見にいたと思われるので)、通説のように大坂でおきたわけではないことがわかるほか、通説のような豊臣七将による武装襲撃というような記載も全くなく、しかも大したこともなく収束しそうである(下線 f の「是も御無事ニ可成と存候」)、としている。この下線 f の記載からも、通説でいうところの豊臣七将襲撃事件が歴史的事実ではないフィクションであることがわかる。

下線 g は、国許における普請の指示である。これは、国許の佐賀の居屋敷作事を指すと考えられる<sup>(33)</sup>。

下線 h における「右之分」とは、下線 f の石田三成に対する「被仰事共」のことを指していると考えられ、その関係でさらに2～3人が敵対する大名から訴訟の対象になる可能性（このままでは済まない可能性）がある、としている。この2～3人とは、増田長盛と前田玄以を指している可能性が高い<sup>(34)</sup>。

下線 i は、現在も弓・鎗を寄せ集めて<sup>(35)</sup>、走ってきて出会うこと<sup>(36)</sup>をしていて、このことは止まらない状況である、としているが、これは伏見における騒動が閏3月7日の時点でも依然として続いていることを示している。下線 f にあるように、石田三成に対する「被仰事共」は収束する見通しではあったものの、伏見における騒動は、石田三成の佐和山への隠居（閏3月10日）までは続いた、ということであろう。

このように、この鍋島直茂書状は、慶長4年閏3月7日の時点における中央（伏見）での政治状況が詳しくわかる内容であるが、上述のように、通説でいうところの豊臣七将襲撃事件に該当するような武装襲撃事件に関する記載は全くないことがわかり、その意味で重要である。

また、この鍋島直茂書状には、石田三成が政治的に失脚（奉行職の罷免・解任）したとは書かれていないことも、当時の石田三成に関する政治状況を知るうえで重要である。

なお、上記の「（慶長四年）閏三月七日付鶴田善右衛門・久池井弥五左宛鍋島直茂書状」とは別に「（慶長四年）閏三月七日付鍋島信房・石井茂利・石井生札・鍋島生三宛鍋島勝茂書状」（『佐賀県史料集成』古文書編、11巻、140号文書）がある。この書状には「大納言殿去4日御逝去候、石治少今すこし被仰事共候けに候、定而やかて御無事ニ可成と存事候、たゞ今も弓鎗取あわせ騒動之儀、大坂・ふしミ共ニやミ不申候躰候条、其元之儀も諸事不可有油断候」と記されていて、上記の「（慶長四年）閏三月七日付鶴田善右衛門・久池井弥五左宛鍋島直茂書状」とほぼ同内容であるが、閏3月7日の時点で、騒動が伏見だけでなく、大坂でも継続していた、という点は異なっている。

この騒動が沈静化した時期については、「（慶長四年）閏三月廿六日付鍋島生三宛鍋島勝茂書状」（『佐賀県史料集成』古文書編、11巻、142号文書）に「此方弥相しつまり候ニ付而、賀州御暇被遣、一兩日中出船究候處、来月十八日御遷宮之由ニ候間、先以相延候」とあり、「此方」（＝伏見）では（こうした騒動が）鎮まったので、鍋島直茂は（豊臣秀頼から国許に帰るための）暇を賜って、一兩日中には（国許に帰るため）出船することが決まっていたが、来月（4月）18日に（豊国廟の）遷宮のため（国許に帰るための出船が）延期になった、としている。よって、閏3月26日の時点では、伏見での騒動は沈静化していたことがわかる。

14. 「（慶長四年）閏三月九日付鍋島信房・石井生札・鍋島生三宛鍋島勝茂書状」（『佐賀県史料集成』古文書編、11巻、141号文書、90～91頁）

以上

急度用飛札候、 a 仍御奉行中・御年寄衆御間、御沙汰ニ付而、此比伏見・大坂さわかしく雑

説申、b 此五三日は石治少一人御迷惑之躰候つれ共、c 是も昨日相済、當分ハ御静謐之儀ニ候、然は鉄炮之者可被差上由申下候へ□ (共カ)、先以相控候様可然存候、委は加州方被仰遣候、猶替儀候は追々可申入候、恐惶謹言、(傍線引用者)

後三月九日

信濃守

清茂 (花押)

豊州様

生札

生三 まいる

この書状は、鍋島勝茂が鍋島信房・石井生札・鍋島生三宛に閏三月九日付で出したものである。下線 a では、この頃の伏見、大坂での雑説の原因が、五奉行と五大老の間における評議の問題に起因する、としている点は重要である。この評議の問題が伏見、大坂での雑説の原因となったとしていることは、五奉行と五大老の間で評議に関してなんらかの確執が生じたと思なすことができる。評議の具体的な内容は、この鍋島勝茂書状には記されていないが、五大老の一人である前田利家の死去 (閏3月4日) と関係しているのかも知れない。とすれば、前田利家の後任の老老に関する問題であろうか。

下線 b は、この数日、石田三成一人が「御迷惑」という状況であったとしているので、上述した五奉行と五大老間での評議の問題に関係する確執について、石田三成一人が責任を取らされる形になった、という意味であろう。ただし、石田三成一人が責任を取らされる形になった経緯は、この鍋島勝茂書状には記されていない。

しかし、下線 c にあるように、この問題は昨日 (閏3月8日) に解決した、としている。この点については、閏3月8日に「伏見での雑説は、北政所の仲裁により「無事」になった」(『言経卿記』<sup>37)</sup>) としている点と一致する。

このように、この鍋島勝茂書状は、慶長4年閏3月9日の時点における中央 (伏見) での政治状況が詳しくわかる内容であり、通説でいうところの豊臣七将襲撃事件に該当するような武装襲撃事件に関する記載は全くない。むしろ、問題の本質が石田三成 VS 豊臣七将という感情的対立の構図ではなく、五大老と五奉行間での評議に起因する政治的問題であり、結果的に石田三成一人がその責任を取らされる形になった、ということが明らかになった。

この問題は今後さらに検討する必要があるが、問題の本質は五大老と五奉行間の評議問題に起因する高度の政治レベルの問題であって、豊臣七将クラスの石田三成に対する単純な憎悪感情などに起因する低レベルの問題でないことは明白である。

15. 「慶長四年正月廿七日付鍋島茂里・鍋島生三宛鍋島勝茂覚書」(『佐賀県史料集成』古文書編、11巻、129号文書、81～82頁)

覚

- 一、a 今度一番手之外、又鉄炮貳百挺、可指上事、
- 一、b 弓五十張、射手をゑらひ候て、可指上事、
- 一、c 此中、其元江下置候新鉄炮貳百挺、早々可指上候、古鉄炮仕直し候ても可然候ハ、其許  
にて誘可被申候、d 役ニ不入筒ハ、皆々便宜次第、可指上事、
- 一、e 此中、鉄炮三百石ニ鉄炮壱挺、可然之由申遣候へとも、能々校量候へハ、貳百石ニ壱挺  
當、可申觸候、f 少々鎗などハ不足候とも、くるしからす候、g 鉄炮可指上様子、別昏ニ  
申遣候事、
- 一、爰元惣方詰船之事、様子、千平右衛門尉含口上候事、
- 一、御朱印、h 玉葉、皆可指上事、

以上

慶長四年正月廿七日 信濃守（花押）

平五殿

生三 まいる

下線 a は、「一番手」（＝最初に送った鉄砲という意味か？）のほかに、さらに鉄砲200挺を鍋島勝茂のところ（＝伏見か？）へ送るように指示している。

下線 b は、弓50張について、射手（＝弓を射る人<sup>(38)</sup>）を選んで鍋島勝茂のところ（＝伏見か？）へ送るように指示している。この場合、弓と射手が1セットに考えられている点に注意したい。つまり、射手については技量のレベル差があり、技量のレベルが高い者を弓と共に送ってくるように指示している、という意味であろう。

下線 c は、先日、国許へ送った新しい鉄砲200挺を早急に鍋島勝茂のところ（＝伏見か？）へ送るように指示している。古い鉄砲を作り直してもよいのであれば、国許で作り直すように指示している。

下線 c の新しい鉄砲200挺は、下線 a の鉄砲200挺とは別の鉄砲という意味であろう。下線 c の古い鉄砲の作り直しの指示は、新しい鉄砲を鍋島勝茂のところへ送るので、鉄砲が国許で不足した場合の対応策を指示している、という意味であろう。

下線 d は、国許で必要のない筒（＝大筒という意味か？）については、すべて鍋島勝茂のところ（＝伏見か？）へ送るように指示している。

下線 e は、先日（の書状では）鉄砲について、300石につき鉄砲1挺にするように申し遣わしたが、よくよく比較して考えると、200石につき鉄砲1挺を割り当てるように（鍋島家家臣に）申し触れるように指示している。これは、鍋島家家臣に対して、石高が200石につき鉄砲1挺の割合で供出するように鍋島勝茂が指示したことを意味する。

下線 a の鉄砲200挺と下線 c の新しい鉄砲200挺を合わせると、鉄砲の合計は400挺になり、200石につき鉄砲1挺という基準であるので、鉄砲400挺の賦課というのは、8万石の役高を鍋島勝茂は鍋島家の家臣全体に賦課したことになる。

下線 g によれば、鉄砲の賦課の状況については別紙が存在する、とのことなので、この別紙には、各家臣の名前・石高とそれに照応する鉄砲の挺数が記されていた、と推測できる。

下線 f では、鑓は少々不足しても問題ない、としている。鑓については、上述した鉄砲や弓のように具体的な数量が記されていないが、その理由は不明である。

下線 h は、玉薬 (= 鉄砲弾の発射に用いる火薬<sup>(39)</sup>) も、すべて鍋島勝茂のところ (= 伏見か?) へ送るように指示している。

以上の武器などの種類をまとめると、鉄砲200挺、新しい鉄砲200挺、弓50張 (射手も共に)、筒 (= 大筒か?)、鑓、玉薬 (= 火薬) であり、これらを鍋島勝茂のところ (= 伏見か?) へ送るように指示している。数量としては、鉄砲が一番多く、鉄砲と弓は数値を明記している。筒 (= 大筒か?)、鑓、玉薬 (= 火薬) については数値の指定はない。このことからすると、武器の重要度としては、鉄砲 > 弓 > 鑓、筒ということになり、鉄砲が最も重要度が高いことがわかる。この点は、マクロに見れば、鍋島家の兵力編成を考えるうえで、各武器の数量や重要度の差異を知ることができるので、重要な意味がある。

こうした有事を想定したかのような武器の調達と上方 (= 伏見か?) への送付を、鍋島勝茂が国許に対して指示している理由は、この覚書が出された慶長4年正月27日という日付を考慮すると、当時、徳川家康の私婚問題で中央 (上方) の政局が流動化していたことと直接関係すると思われる。

付言すれば、上記の記載から類推すると、慶長4年正月の時点で、国許から上方へ武器を送る場合、武器の種類や数量に規制がなかったように見受けられ、その意味で注意される。

16. 「(慶長五年) 七月廿八日付 (犬塚惣兵衛) 宛龍造寺政家書状」(『佐賀県史料集成』古文書編、20巻、6号文書、187~188頁)

返々、無申迄□□ (候共カ)、e 藤八心付之儀憑存候、其地珍儀共候ハ、たよりの御者承度候、又々其許夜白身勞之儀、これ方申計候、かしく、  
其以後者、□□ (遠方之カ) 故、無音申候、仍而、今程其地無相替儀候や、a 関東御陣如何到来共候や、b 信州・豊前殿道中へ被相扣之由風聞申候、c 為如何儀に候や、様子承度候、d 藤八・賀州内儀・森豊前殿内<sup>(ママ)</sup>に(儀カ)、其外何も盛二候や、是又承り度候、依而、馬左近登之御詔候<sup>(ママ)</sup>□坪 (屏カ) 風・臺子出来候や、何とそ念を入、此方へ参候様に、調儀憑存候、恐々謹言、

七月廿八日

政家 (花押)

下線 a は、上杉討伐（「関東御陣」）の状況がどのようになっているのか、と聞いている。

下線 b は、鍋島勝茂と毛利勝永が（上杉討伐で東下せずに）途中で待機している、という風聞がある、としている。

下線 c は、こうしたことについて、龍造寺政家は状況を聞きたい、としている。

下線 a、b、c については、当時、龍造寺政家は国許にいたため、7月17日に大坂三奉行が「内府ちかひの条々」を出して家康を弾劾し、上杉討伐のため東下する予定であった大名が東下しなくなった経緯を、7月28日の時点では知らなかったであろう。そのため、この書状を家臣の犬塚惣兵衛（当時、上方にいたと思われる）に対して出して詳しい経緯を知ろうとしたのだろう。なお、上杉討伐のことを「関東御陣」（下線 a）と表記していることは注意される。

下線 d は、子息の龍造寺高房、鍋島直茂の内儀（陽泰院）、毛利吉政（勝永）の内儀（安姫）、その他の人の様子を知りたい、としている。この記載からすると、7月28日の時点で、陽泰院と安姫は上方（大坂）に所在していたことがわかる。

下線 e は、子息の龍造寺高房への心付けを頼んでいる。

前掲の「（慶長五年）八月廿三日付龍造寺清兵衛（馬場茂員）宛鍋島直茂夫人陽泰院消息」<sup>(40)</sup>によれば、龍造寺高房（慶長5年時には15歳）は今回の出陣が初陣であったので、龍造寺政家としては子息の高房のことを心配したり（下線 d）、心付けを頼むのは（下線 e）当然であった。

下線 b で毛利吉政、下線 d で毛利吉政の内儀（夫人）について触れているのは、毛利吉政の正室が龍造寺政家の娘（安姫）であったこと<sup>(41)</sup>によるものと思われる。このことを考慮すると、下線 b にあるように、鍋島勝茂（龍造寺高房も含む）が毛利吉政と共に動いていたことは、こうした縁故関係によるものかも知れない。このことは、当時の大名の軍事編成を考えるうえで注意される点である。

なお、毛利吉政について、「森豊前殿」（下線 d）というように、「毛利」ではなく「森」と表記していることは、当時どのように表記していたのかという点で注意される。

17. 「慶長五年七月十七日付内府ちかひの条々」（『佐賀県史料集成』古文書編、28巻、30号文書、25～26頁）

慶長五年七月十七日付で大坂三奉行（増田長盛・長東正家・前田玄以）が出した13ヶ条の「内府ちかひの条々」である。有名な文書であるので本稿では史料引用は省略する。この文書には「慶長五年七月十七日」という年月日の記載はあるが、発給者の署名・花押、及び、宛所の記載はない。宛所の記載がないのは、同日付で諸大名に一斉発給したため、と考えられるが、発給者の署名・花押がない理由はよくわからない。

この文書は「筑紫家文書」に収録されているが、『新修福岡市史』資料編、中世1<sup>(42)</sup>においても「筑紫文書」として同じものが収録されている。また、『大阪編年史』3巻<sup>(43)</sup>においても「筑

紫古文書」として同じものが収録されている。

「内府ちかひの条々」(30号文書)において、2箇所出てくる「大閣様」、1箇所出てくる「太閣様」の記載の上は闕字になっている。なお、「内府ちかひの条々」(30号文書)では、豊臣秀吉について2箇所で「大閣様」と記されていて、「太閣様」とは記されていないが、これは誤記ではない。この点について、染谷光廣『秀吉の手紙を読む』<sup>(44)</sup>では「当時の文書や日記には、すべて「大」で出てきます。『太閤記』のように、「太」の字を書くようになるのは、江戸時代に入ってからでしょうか。ですから、『豊大閣真蹟集』の書名も、「大」の字が書かれているわけです。」と指摘されている。

ただし、前掲『大阪編年史』3巻<sup>(45)</sup>の「筑紫古文書」に収録された「内府ちかひの条々」では「太閣様」と表記しているが、これは原文では「大閣様」と記されている箇所を翻刻の際に「太閣様」とした可能性も考えられる。

18. 「(慶長五年)七月十七日付立花宗茂宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」(『佐賀県史料集成』古文書編、28巻、31号文書、26～27頁)

前掲の「慶長五年七月十七日付内府ちかひの条々」<sup>(46)</sup>に添付されたと考えられる同日付の大坂三奉行の連署状である。この文書も有名な文書であるので本稿では史料引用は省略する。前掲の「慶長五年七月十七日付内府ちかひの条々」とは異なり、この文書には発給者(大坂三奉行)の署名と宛所の記載がある。

この違いは、「内府ちかひの条々」が一つ書(13ヶ条)で家康の弾劾対象事項を列挙した内容であるのに対して、この連署状は個々の大名に宛てて、豊臣秀頼への「御忠節」を命じたことによるものであろう。この連署状では、前掲「慶長五年七月十七日付内府ちかひの条々」<sup>(47)</sup>について、「内府公御違之条々」と記している。

また、文中において、「太<sup>(マ)</sup>(大カ)閣様」と「秀頼様」の記載の上は闕字になっている。

この文書も前掲『新修福岡市史』資料編、中世1<sup>(48)</sup>に同じものが収録されているが、若干活字翻刻の字句に違いがある。そして、前掲『新修福岡市史』資料編、中世1に収録されたものでは、秀吉について「大閣様」と翻刻しているが、『佐賀県史料集成』古文書編、28巻に収録されたもの(31号文書)では、秀吉について「太閣様」と翻刻している。

また、前掲『大阪編年史』3巻<sup>(49)</sup>の「筑紫古文書」にも同じものが収録されているが、秀吉について「太閣様」と翻刻している。

このほか、前掲『大阪編年史』3巻<sup>(50)</sup>の「筑紫古文書」には、同文で「筑紫主水正」宛のものも収録されている。なお、「(慶長五年)七月十七日付立花宗茂宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」<sup>(51)</sup>の宛所の脇付は「人々御中」であるが、「筑紫主水正」宛のものは宛所の脇付が「御宿所」になっている。

19. 「関ヶ原御合戦之時、大津城責之覚」（『佐賀県史料集成』古文書編、28巻、32号文書、27～28頁）

この史料は二次史料（編纂史料）であるが、大津城攻撃（慶長5年9月）の時の攻撃側（豊臣公儀方）の軍勢の部将名などが記されている。

例えば、「一、責手之大将・毛利右馬頭、輝元之軍代・毛利七郎兵衛元康、付衆・小早川藤四郎秀包、□屋四郎兵衛、目羅賀、村上三郎兵衛」（さらに「一、」の右横に「中国衆」、「小早川」の右横に「三万石」、「村上」の右横に「船手」の記載がある）などと記されているが、長文であるので本稿では全文の史料引用は省略する。

この史料も、前掲『新修福岡市史』資料編、中世1<sup>(52)</sup>に同じものが収録されている。

20. 「（慶長五年）六月十九日付大谷吉継書状」（『佐賀県史料集成』古文書編、28巻、34号文書、29頁）

史料は引用しないが、筑紫主水が「今夕六時」に大谷吉継のところへ訪問する予定であることを記した内容である。この書状の署名は「白頭」となっている。大谷吉継の研究をされている外岡慎一郎氏によれば、「文禄三年～慶長四年の吉継書状に「白頭」署名はない」<sup>(53)</sup>とのことなので、この指摘を考慮すると、この書状は慶長5年に比定できる。

21. 「（慶長五年）八月朔日付筑紫主水宛長束正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」（『佐賀県史料集成』古文書編、28巻、10号文書、8～9頁）

尚以、如此申候処、i 伏見城、今日未刻乗崩候、j 内府被入置者、鳥井彦右衛門・内藤弥次右衛門・松平主殿を始とし、不残討果候、弥大慶迄候、以上、  
a 先書二度々雖申入候、御上遅々付て重而申入候、b 内府去年以来被背御置目、上卷誓昏を被違ニ付て、c 各申談、々大閣様守御置目、秀頼様取立可申ニ相究、内府ニ及鉾楯候、日本之諸侍、妻子於大坂相卜候、其上人質丈夫ニ召置候付て、d 出陣之面々、從中途過半引返、何様ニも秀頼様へ可抽忠節之由、御請被申、e 美濃・伊勢城々人数入置、堅固ニ仕置相澄、f 北国之儀、是又同前候、g 然者其方儀、櫓之留守居被残置、人数召連、早々可有御上候、h 此時、秀頼様江御忠節專一、不可有御油断候、恐々謹言、

長束大藏  
 正家（花押）  
 八月朔日  
 増田右衛門尉  
 長盛（花押）

石田治部少輔  
三成 (花押)

徳善院  
玄以 (花押)

輝元 (花押)

秀家 (花押)

筑紫主水殿  
御宿所

下線 a では、筑紫主水 (筑後国山下城主。筑紫主水は筑紫広門〔上野介〕の子の筑紫広門〔主水正〕である。) に対して、以前の書状でたびたび申し入れたが、(現在でも) 筑紫主水の上坂が遅れているので再度申し入れる、としている。8月朔日の時点で、いまだ筑紫主水が国許にいて上坂していない、ということは、他大名に比べて遅れている、という意味であろう。

ただし、8月5日頃の豊臣公儀方軍勢の動員計画を示すと思われる「御人数書備之覚」<sup>(54)</sup> には、「一 五百人 筑紫主水」と記されている。

下線 b は、徳川家康が、去年以後、(豊臣秀吉が出した) 御置目に背き、起請文(「上卷誓昏」)を違<sup>たが</sup>えた、として弾劾している。この点については、前掲「(慶長五年) 七月十七日付立花宗茂宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」<sup>(55)</sup> にも同様の文言がある。

下線 c は、各自 (二大老・四奉行) が相談して、「大閣様」 (= 秀吉) の「御置目」を守り、「秀頼様」を取り立てることが決まり、家康と戦うことになった、としている。この記載で重要なのは、下線 c にある「各」とはこの連署状を発給した二大老 (毛利輝元・宇喜多秀家)・四奉行 (石田三成・前田玄以・長東正家・増田長盛) を指しているのが、二大老・四奉行 VS 徳川家康という対立の図式が明確になる点である。決して、石田三成だけが反家康として動いていたわけではない。そして、反家康の武力闘争の思想的な中核として秀吉と秀頼の存在 (つまり豊臣公儀そのものを意味する) を明確にしている点も重要である。このことは、家康は豊臣公儀の敵になった、という意味になる。

下線 c では「大閣様」と「秀頼様」の記載の上は闕字になっている点にも注意したい。この連署状では、「秀頼様」という記載は、他に2箇所出てくるが、そのうちの1箇所も同様に闕字になっている。なお、「大閣様」は「太閣様」とは表記されていないが、これは誤記でないことは上述した<sup>(56)</sup>。

下線 d における「出陣」とは上杉討伐を指している。よって、下線 d では、上杉討伐に出陣した大名の過半が途中から (上方へ) 引き返して秀頼様へ忠節<sup>ぬき</sup>を抽<sup>ぬ</sup>きずべき旨を返答した、としている。この経緯は、上杉討伐に出陣した大名の動向を知るうえで参考になる。

下線 e は、美濃国内・伊勢国内の城々に豊臣公儀方の人数 (軍勢) を入れて堅固に守備している、としている。下線 e における「仕置」とは「征服した国や土地に砦を造っておく、または、守備兵

をおく」<sup>(57)</sup> という意味である。

下線 f では、北国も（上述した美濃国、伊勢国と）同様である、としている。

この連署状が発給されたのは、8月朔日であり、下線 i にあるように、この日、豊臣公儀の軍勢が家康家臣の軍勢が籠城していた伏見城を攻め崩したので、伏見城を落城させたあとの、豊臣公儀方のマクロな軍事戦略目標として、美濃国・伊勢国・北国の各方面の制圧（下線 e、f）があり、その戦略目標の策定が8月朔日の時点で完了していたことがわかる。

下線 g は、筑紫主水に対して、国許には確かな留守居を置いて、筑紫主水は人数（軍勢）を連れて上坂するように命じている。

前掲「関ヶ原御合戦之時、大津城責之覚」<sup>(58)</sup> には「西国衆」の中に「筑紫主水」と記されている。よって、9月の大津城攻めには筑紫主水は参戦しているので、この二大老・四奉行連署状が出されたあと、筑紫主水は上坂したと思われる。

下線 h は、大名動員の大義名分として、「秀頼様」への「御忠節」を掲げている点は重要である。このことは、豊臣秀頼が豊臣公儀のトップとして諸大名を動員できる求心力を持っていたことを如実に示しており、実質的にはすでに天下人の地位にあったことを示すものといえよう。その意味では、通説において豊臣秀頼は最後まで天下人になれなかった、というような見解を見掛けるが、このような見解については根本的に再検討する必要があることは言うまでもない。

下線 i は、伏見城が豊臣公儀の軍勢によって攻め落とされたのが8月朔日であり、さらにその時刻が未の刻（午後2時頃）であったことまで一次史料でわかる点は重要である。

下線 j によれば、伏見城に籠城した家康家臣の中で、主力部将は鳥居元忠・内藤家長・松平家忠であったことがわかる。このように、伏見城に籠城した家康方の主力部将名が一次史料で確認できる点は重要である。そして、下線 j では、すべて討ち果たして大慶としている。

「内府ちかひの条々」によって、家康を豊臣公儀から放逐（追放）し、反家康のスタンスに立ち新しい豊臣公儀を成立させた二大老・四奉行のフルメンバー全員が連署して花押を据えている点にこの連署状の意義がある。

この後、二大老・四奉行のうち、大老の宇喜多秀家、奉行の石田三成、長束正家は前線へ出陣するので、このような二大老・四奉行のフルメンバーによる連署状は見られなくなる。

この連署状の署名を見ると、四奉行は名字などが記されているが、二大老は名前のみで名字の記載はない。この違いは二大老と四奉行の地位の違いを示しているのであろう。

なお、この連署状では、前田玄以について「徳善院玄以」と記されており、通説では前田玄以と通称されているが、この署名によれば、前田玄以が正式名称でないことがわかるので、本来は前田玄以ではなく、「徳善院玄以」と呼称すべきであろう（ただし、本稿では便宜上、前田玄以として記載する）。

この連署状における署名順位については、宛所に近い方が順位が高いという原則を勘案すると、二大老の方が四奉行よりも順位が高いことがわかる。さらにその内訳を見ると、二大老では宇喜多

秀家の方が毛利輝元よりも順位が高く、四奉行では、前田玄以>石田三成>増田長盛>長東正家という順に高いことがわかる。

この順位については、今後、他の二大老・四奉行の連署状（二大老・四奉行のフルメンバーでない連署状も含む）における署名順位と比較して検討すべきであろう。

22. 「(慶長四年) 閏三月廿三日付筑紫主水介宛長東正家・増田長盛・浅野長政・前田玄以連署状」  
(『佐賀県史料集成』古文書編、28巻、12号文書、10~11頁)

- a 其方之儀、伏見ニ妻子被置候て、大坂御番・御普請其外御用之折節、可有参上候、右之通、  
b 大閣様御置目ニ候間、其段不可有相違之旨候、恐々謹言、

後三月廿三日

長大  
正家 (花押)

増右  
長盛 (花押)

浅弾  
長政 (花押)

徳善  
玄以 (花押)

筑紫主水介殿  
御宿所

下線 a は、筑紫主水に対して、伏見に妻子を置き、大坂城の在番と普請そのほかの「御用」の時に参上するように命じたものである。

下線 a では、「其方」という二人称を使っているのも、書札礼としては薄礼な形式になっている。

下線 b では、下線 a に関することは、秀吉が決めた「御置目」である、としている。下線 b では、「大閣様」と表記されていて、「太閣様」と表記されていない点には注意したい。上述したように「大閣様」という表記は誤記ではない。

この連署状に連署したのは五奉行のうち、石田三成を除く四奉行である。その理由は、石田三成が敵対する大名との間で訴訟騒動があり、その結果、閏3月10日に国許の佐和山に隠居して中央政界から失脚したことによる。

この連署状に連署した四奉行の署名順位は、前田玄以>浅野長政>増田長盛>長東正家という順に高いことがわかる。この順位を、前掲「(慶長五年) 八月朔日付筑紫主水宛長東正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」<sup>(59)</sup>における四奉行の署名順位(前田玄以>石田三成>増田長盛>長東正家)と比較すると、石田三成の順位の位置に、三成に変わって浅

野長政が入っているほかは順位に変化はない。このように考えると、石田三成や浅野長政よりも前田玄以の方が順位が高いことになり、その理由は今後検討が必要である。

なお、この連署状の宛所は「筑紫主水」ではなく「筑紫主水介」になっている。このことは、慶長4年閏3月の時点では「筑紫主水介」で、その後、「筑紫主水正」になったのか、或いは、その後も「筑紫主水介」のままであったが、「介」を省略して「筑紫主水」と記載していたのか、という問題については今後の検討課題である。

23. 「筑紫良泰筑紫家由緒書」（『佐賀県史料集成』古文書編、28巻、66号文書、120～150頁）

史料引用は省略するが、この筑紫家の由緒書において、慶長五年の箇所には、「古主水様」（＝筑紫主水）が「惣並」に上方へ上洛して大津城を乗り（崩した）ため、上妻郡（筑後国）を家康から召し上げられ、牢人になったことなどが記されている。この由緒書は慶安五年三月十六日付で筑紫道安良泰の署名と花押があり、宛所は筑紫主水正である。

24. 「（慶長五年）八月三日付井伊直政・村越直吉宛伊達政宗書状写」（『佐賀県史料集成』古文書編、28巻、51号文書、231～233頁）

史料引用は省略するが、内容としては、『仙台市史』資料編11、伊達政宗文書2の1056号文書<sup>(60)</sup>と同じである。この書状内容は、伊達政宗が徳川家康をなじるような辛辣な書き方（ただし、この書状は家康の側近宛であり、家康に出したものではない）であり興味深い。慶長5年8月初旬における家康の苦境を物語るような内容である。この内容の解説としては、拙著『新「関ヶ原合戦」論』<sup>(61)</sup>を参照されたい。

25. 「（慶長六年）十二月六日付宮永源右衛門宛鍋島茂忠（茂賢）書状（感状）写」（『佐賀県史料集成』古文書編、26巻、278頁）

a 於去年筑後表、立花御成敗之砌、被抽粉骨候通、 b 具ニ到 加州父子、遂披露候、以来不可御忘却之由候、先以、 c 為私、具足申進候、 補志迄候、仍状如件、

十二月六日 茂忠 判  
宮永源右衛門殿

下線 a は、去年（慶長5年）の江上八院の戦いで宮永源右衛門の「粉骨」について記されている。下線 a では、戦場について「筑後表」としている点に注意したい。また、下線 a では、この戦いについて「立花御成敗」としており、鍋島氏側から見て立花氏を成敗したというスタンスである

点にも注意したい。

下線 b は、鍋島直茂・勝茂父子に対して、宮永源右衛門の「粉骨」(下線 a) について詳しく披露を遂げ、鍋島直茂・勝茂父子からは、以後、「御忘却」がない旨を聞いた、としている。この場合、披露を遂げたのが鍋島直茂・勝茂父子であって、龍造寺政家(龍造寺家当主)でなかった点には注意したい。また、「加州父子」の記載の上を闕字にしている点にも注意したい。このことは、慶長6年(1601)12月の時点で龍造寺家から鍋島直茂・勝茂父子に権限が委譲されつつあることを示しているのであろうか。

下線 c は、鍋島茂忠(茂賢)から褒美として具足を与える、としている。ということは、この書状(感状)の宛所である宮永源右衛門は鍋島茂忠(茂賢)の組の者と考えられる。鍋島茂忠(茂賢)は、江上八院の戦いでは先手(先陣)であった。

この書状(感状)が、江上八院の戦いから1年以上経過してから出されていること理由はよくわからない。そのほか、この書状(感状)の書止文言が「仍状如件」となっている点にも注意したい。

26. 「慶長六年十二月六日付鍋嶋十介宛鍋島茂忠(茂賢)書状(感状)写」(『佐賀県史料集成』古文書編、26巻、279頁)

a 於去年筑後表、立花御成敗之砌、被抽粉骨候通、 b 則到加州父子、遂披露候、 以来  
(「不」脱カ) 可有御忘却候、先(「以」脱カ)、c 為私、馬一疋令進之候、 補志(「迄」脱カ)  
候、仍状如件、

慶長六年

十二月六日

茂忠判

鍋嶋十介殿

参

この書状(感状)写は、宛所は異なるが、書式・内容共に、前掲「(慶長六年)十二月六日付宮永源右衛門宛鍋島茂忠(茂賢)書状(感状)写」<sup>(62)</sup>と同様である。異なる点は、褒美が馬一疋になっている点と付年号(慶長六年)が記されている点である。

27. 「(慶長五年)十月十九日付柳川陣御法度写」(『佐賀県史料集成』古文書編、26巻、279~281頁)

柳川陣御法度

一、a 弓・鉄炮之者として、不可分捕、 b 如何躰之打乱たり共、弓・鉄炮持届、 c 自然、敵押返たるにおゐてハ、幾度も手柄を可仕事、

一、d 大事之防戦ニ玉薬・矢種尽たるとて、多分其場を相廻す物にて候、 e 五間三間之内ニ而、

玉薬・矢を可仕候、其覚悟不仕候人、可為未練事、

一、f 手明鎧之者、手捕を勵、抽高名仕候ハヽ、弓・鉄炮之内、手柄之仁なミニ、可有其感事、

一、g 与衆之内ハ、或は法度を相背、或ハ拒口其外諸事不懸合之仁、於有之ハ、与頭可為緩せ候間、一途被仰付、勿論其与可被召上事、

一、h 傍輩、又、内之者共、法度を背、人見合次第、無用捨、平五郎・生三迄可申上候事、  
付り、i 申出たる人ニハ、則、知行とらすべき事、

本書同不読

一、j 人数を立候時、人ハ先ニ立すめ候て、手前を可□□事、

一、k 防戦之時、与ミ不相交、及助者立舞敵合すへき事、何之道ニも、（※以下、文脱カ）

一、l 雨雪降候共、不可乱行儀事、

一、m 或ハ、さし道、或ハ、敵合之時、副衆ニ不相交、十間程可相隔事、

一、n 陣払停止すへし、若火を出仁候ハヽ、其主人ニ可相懸事、  
付り、火を出したる仁見出し、相果候ハヽ、可褒美事、

一、o 雨降之時、鉄炮ニ水不入様ニ可仕候、水入候とて、薬放し捨候ハヽ、其主人ニ可相懸事、

信濃守

龍 七郎左衛門

十月十九日

同 右近之允

龍 左衛門太夫

龍 与兵衛

龍 清兵衛

龍 市兵衛

龍 忠左(マツ)（右カ）衛門

神代六兵衛

内田弥右衛門

出雲藤右衛門

犬塚三郎衛門

小川半助

石井平五郎

生三

豊前守

加賀守

この「柳川陣御法度」は江上八院の戦いの前日（10月19日）に出されたものである。いわゆる軍法に該当する。宛所の記載はなく、発給者としての署名は17名であり、最初の署名の「信濃守」は

鍋島勝茂、最後の署名の「加賀守」は鍋島直茂のことである。

下線 a では、「弓・鉄炮之者」(=弓組、鉄炮組の者)は分捕り(=敵の首を取ることを)を禁止している。これは、弓組、鉄炮組の者は白兵戦の際に、敵の首取りを禁止されていることを意味しており、兵科別編成部隊の戦時運用という点から注目される。

下線 b では、どのような(白兵戦における)乱戦の際にも、(弓組、鉄炮組の者は)弓・鉄炮を手放すことを禁止している。この場合、白兵戦を戦う前から想定している点は注目される。このことは、当時は、戦いの際に白兵戦が通常おこり得ると認識されていたことを示している。

下線 c では、敵が押し返してきた時のみ、(弓組、鉄炮組の者は)手柄(具体的には首取りを指すと思われる)を立ててもよい、としている。これは、味方が劣勢になった時は、やむを得ず弓組、鉄炮組の者でも首取りをしてもよい、という意味であろう。

下線 d では、防戦の際に(弓組、鉄炮組の者が)弾薬や矢がなくなった場合のことを述べているが、「多分其場を相廻す物にて候」という文の意味はよくわからない。この文における「廻」は何らかの誤記であろうか。

下線 e では、その際に、(敵との距離が)3間~5間(約5.5m~約9.1m)のあいだに、弾薬や矢を準備<sup>(63)</sup>すべきであり、それができない者は未熟<sup>(64)</sup>である、としている。この規定は、弓や鉄炮の使用について、敵との間合の具体的な距離が記されている点で注目される。

下線 f では、「手明鑓」の者は、(敵の)生け捕り<sup>(65)</sup>に励み、高名をなした場合は、弓・鉄炮(の者)のうちで、手柄(具体的には弓射や射撃により多くの敵兵を倒すことか?)を立てた者と同等に賞せられる、としている。

下線 g では、組衆のうち、法度に背いたり、「拒口」(この意味は不明。何らかの誤記か?)そのほか諸事にかかわり合わない(=背くという意味か?)者がいた場合は、組頭が(それらの者を)緩ませたことになるので、「一途」に(処罰を)命じる、そして、勿論、その組は召し上げになる、としている。

下線 h では、「傍輩」(=仲間)や「内之者共」(=家臣たち)で法度に背いた者を見た場合は、容赦なく、鍋島茂里(「平五郎」)・鍋島生三(「生三」)へ申し上げることを、としている。鍋島茂里(「石井平五郎」)と鍋島生三(「生三」)は、この「柳川陣御法度」の発給者17名の中に含まれている。

下線 i では、このように(鍋島茂里・鍋島生三へ)申し出た者には知行を与える、としている。

下線 j は、出陣する時、という意味であると思われるが<sup>(66)</sup>、そのあとの文の意味はよくわからない。行軍に関する規定であろうか。

下線 k は、防戦の時には、組々が交わらず(=それぞれの組が一定の間隔をとって合流せずに戦う、という意味であろう)、助けに入った者のみが合流して<sup>(67)</sup>、敵と戦うこと、としている。

下線 l では、雨や雪が降っても、行儀を乱してはいけない、としている。これが行軍に関する規定であるとすれば、悪天候の時でも行軍を乱さないことを命じたことになる。

下線mでは、「さし道」（この意味は不明）や敵と戦う時は、「副衆」（具体的に何を指すのかは不明）と交わらず、10間（約18.2m）程の距離を隔てること、としている。

下線nでは、陣払い（＝退却）は禁止し、もし出火した者がいた場合は、その主人に（処罰を）かける、としている。

下線oでは、雨降りの時には、鉄炮に水が入らないようにすること、そして、鉄炮に水が入ったからといって、火薬を捨ててはいけない、その場合は、その者の主人に（処罰を）かける、としている。この規定は、戦時における鉄炮の取り扱い、という意味で注目される。

以上の諸規定については、次のように内容を分類することができる。

- ①行軍に関する規定（下線l）
- ②天候に関する規定（下線l、o）
- ③鉄炮の扱いに関する規定（下線o）
- ④弓・鉄炮の使用（弾薬や矢がなくなり、次の弾薬や矢を準備すること）についての敵との距離（間合）に関する規定（下線e）
- ⑤弓・鉄炮の者（＝弓組、鉄炮組の者）が、白兵戦において敵の首取りをすることを禁止する規定（下線a）
- ⑥弓・鉄炮の者（＝弓組、鉄炮組の者）が、白兵戦において弓・鉄炮を手放すことを禁止する規定（下線b）
- ⑦防戦に関する規定（下線d、k）
- ⑧白兵戦に関する規定（下線a、b）
- ⑨組などの規律に関する規定（下線g、h、k）
- ⑩戦いの際、「副衆」との距離（間隔）に関する規定（下線m）
- ⑪出陣する時の規定（下線j）
- ⑫出火した場合の処罰に関する規定（下線n）
- ⑬陣払い（退却）を禁止する規定（下線n）

このように、戦う前から、いろいろなシチュエーション（場面）を想定して、各規定を出していることがわかる。

その意味では、この「柳川陣御法度」は、当時の戦いの実態を知るうえで貴重な史料（一次史料）であると評価できる。

28. 「（慶長五年）十一月廿六日付鍋島茂里宛閑室元信書状写」（『佐賀県史料集成』古文書編、26巻、282頁）

幸便候条令啓候、仍先書ニも申入候キ、a 此度柳川表之儀、御手柄被遊候儀を 内府へも申上、其上井兵へ申候處、懇ニ書状被遣候、定此中可相届候、b 従 内府も加州上儀候様ニと被仰候、

左候へハ可被成御供候、恐惶謹言、

圓光寺

十一月廿六日

書判

鍋平五公  
人々申給へ

下線 a は、この度の江上八院の戦いの「御手柄」について、閑室元佶かんしつげんきつ（肥前国小城郡晴気村出身の家康の側近）から徳川家康へ申し上げ、井伊直政へも申し述べたところ、（井伊直政から）懇ろに書状を鍋島茂里に対して遣わしたことを報じている。

この書状とは、前掲「（慶長五年）十一月六日付鍋島茂里宛井伊直政書状写」<sup>(68)</sup>を指すと思われる。

下線 b は、鍋島直茂が上坂するように家康より述べられた、としている。なお、下線 a、b において、「内府」の記載の上は闕字になっている。

29. 「（慶長五年）十一月六日付鍋島茂里宛井伊直政書状写」（『佐賀県史料集成』古文書編、26巻、283頁）

この書状写は、前掲「（慶長五年）十一月六日付鍋島茂里宛井伊直政書状写」<sup>(69)</sup>と同文である。ただし、この2つの書状写を比較すると、この文書写では「柳川表」が「於柳川表」、「先手」が「御先手」になっているほか「内府」の記載の上が闕字になっている、という違いがある。

30. 「（慶長五年）十月廿日付吉村橘左衛門尉宛鍋島直茂書状」（花岡興輝校訂・解説「熊本県史料・中世編補遺（一）」、『熊本史学』40号、熊本史学会、1972年、18号文書）

尚々 d 小野和泉・矢嶋左介・三池傳(ママ)（伊カ）兵衛、此者共大将にて罷出候由、生捕之者申候、彼者共討果候哉、取押生捕度候、以上、  
預御札忝候、a 今日令御陣着候處、八之院表へ敵二三千出合防戦候、得勝利、b 馬乗三百余討捕、蒲池へ追籠、八之院へ陣取候、c 八代表相澄、主計殿近日可為着陣之由、得其意候、猶期面拜候、恐々謹言

十月廿日

鍋加守  
直茂（花押）

吉村橘左衛門尉殿  
御返報

この書状は江上八院の戦い当日の十月廿日付であるので、合戦終了直後に出されたことになる。

下線 a は、今日（10月20日）、鍋島直茂が着陣したところ、八之院方面へ敵（＝立花勢）2000～3000人が出て来て防戦をした、としている。

下線 b は、その結果、鍋島勢が勝利を得て敵の馬乗300余を討ち捕らえ、蒲池へ（敵を）追い込めて（＝蒲池まで敵を撤退させて）八之院へ（勝利した龍造寺・鍋島勢が）陣取りをした、としている。

下線 c は、八代方面（＝加藤清正による八代城攻撃のことを指す）が済み、加藤清正是近日（柳川方面へ）着陣する予定であることを了承した、としている。

下線 d は、生け捕った敵の者から聞いたところ、敵は小野和泉・矢嶋左介・三池傳（伊カ）兵衛が大将として出陣してきた、とのことなので、これらの者共を（これから）討ち果たすか、取り押えて生け捕りたい、としている。

これらの点から、（1）鍋島直茂が「勝利」を得た、と明記する一方、敵（＝立花勢）は「防戦」をした、と記されている点は注目され、敗北した立花勢にとっては当初から防戦としての性格が強かった、（2）小野和泉・矢嶋左介・三池傳（伊カ）兵衛が大将として出陣してきた、としているので、江上八院の戦いに立花宗茂は出陣しなかったことがわかる、（3）加藤清正是江上八院の戦い当日の10月20日の時点では柳川方面へはまだ着陣していなかった、（4）小野和泉・矢嶋左介・三池傳（伊カ）兵衛を（これから）討ち果たすか、取り押えて生け捕りたい、としていることは、鍋島直茂が10月20日の時点では、江上八院の戦いのあとも立花勢との戦いを継続する考えであった、などのことがわかる。

※この鍋島直茂書状は、江上八院の戦い関係の書状として著名であり、これまでよく引用されてきた。前掲・花岡興輝校訂・解説「熊本県史料・中世編補遺（一）」の活字翻刻では、上記の網掛けの箇所について、戦場地名として「八郎院」となっていた。

しかし、この書状が収録されている「吉村文書」の影写本を所蔵している東京大学史料編纂所から、深川直也氏（佐賀戦国研究会代表）がこの書状の画像資料の複写を取り寄せて、筆者（白峰）と深川氏で検討したところ、上記の網掛けの箇所の正しい読み方は「八郎院」ではなく「八之院」が正しい、という結論になったので、上記では「八郎院」を「八之院」に訂正した。

なぜ、前掲・花岡興輝校訂・解説「熊本県史料・中世編補遺（一）」では、「八之院」を「八郎院」と読んでしまったのか、という点について、その原因を考えると、草書の場合、「郎」と「之」はくずし字の形が似ているので、活字翻刻の際に「八之院」を「八郎院」と読んでしまったことによるものと考えられる。なお、この考定にあたり、深川氏には東京大学史料編纂所から画像資料の複写を取り寄せる労を取っていただいたことに深く感謝する次第である。

## 2. その他の関係文書

31. 「(慶長五年)八月廿日付吉川広家宛黒田如水自筆書状」(『大日本古文書』〈吉川家文書之一〉、東京帝国大学、1925年、153号文書)

- 尚々、i たしかなる人御越候へと御留守中申遣候間、御参次第追々可申入候、  
a 去月廿三日御状、昨日拜見申候、  
一 b 天下成行不及是非候、かやうあるへきと①仰程候、分別仕候間、 c おとろき不申候、  
一 甲州事、御氣遣なされ候よし忝存候、  
一 d 豊前儀、少御氣遣なされましく候、加藤主計申談候間、 ②いつミより被進候て、 e 一か  
せんにて可相澄候、  
一 京之使書状進之候、可相着候、  
一 f 今度弓矢成立候ましきと存候、残多候、又弓矢御なれ候衆、貴殿までさし申候、  
一 g 口上にて申候間不委候、  
一 h 日本何様替候共、貴殿我等半替申ましく候条、其御心得候へく候、尚追々可申入候、恐  
惶謹言、

八月廿日

如水(花押)

廣家様

③貴報

この書状は、『大日本古文書』〈吉川家文書之一〉では「八月廿日」付と翻刻しているが、図録『軍師官兵衛』<sup>(70)</sup>では「八月四日」付と翻刻している。また、翻刻にあたって文言が異なる箇所もある。前掲・図録『軍師官兵衛』の翻刻では、上記における下線①は「つね〜」、下線②は「いづれより仕懸候ハ、」、下線③は「人々貴報」になっている。

前掲・図録『軍師官兵衛』(124頁)に収録されたこの書状の写真を見ても、「八月廿日」付なのか「八月四日」付なのか判別は付け難い。

下線 a については、この書状が八月廿日付であれば、七月廿三日付の吉川広家書状を八月十九日に黒田如水が見たということになり、この書状が八月四日付であれば、七月廿三日付の吉川広家書状を八月三日に黒田如水が見たということになる。

下線 i を見ると、豊前中津にいる黒田如水が、吉川広家の国許(出雲国月山富田城)の留守居に申し遣わして、吉川家の使者を中津へ呼んで(今後)申し入れる予定、としている。このことを口上(下線 g)に申し含めたとすれば、この書状は広家の国許から中津に来た使者に如水が渡して、その後、国許の留守居経由で広家に出されたことになる。この点を考慮すると、七月廿三日付の吉川広家書状も国許の留守居経由で中津にいる如水に出された可能性が高く、そうなると、七月廿三

日付の吉川広家書状を八月十九日に黒田如水が見たというように書状の到着に日数がかかっている理由も整合的に理解できる。よって、本稿では、この書状は「八月廿日」付として考察を進める。

下線 b の「天下成行」とは、二大老四奉行が豊臣秀頼を推戴して、徳川家康を公儀から放逐して、新しい豊臣公儀体制を開始させたことを指している。下線 c は、この状況について如水が驚いていない、としている。この書状では、家康を公儀から放逐した新しい豊臣公儀体制について、如水は非難していない点には注意したい。下線 b で「不及是非候」としているのは、この新しい豊臣公儀体制を是認しているようにも見える。

下線 d は、如水の領国である豊前のことについては、加藤清正（肥後熊本城主）と相談しているので気遣いしてもらわなくてもよい、としている。

下線 e は、九州で戦いになった場合を想定して、一回の合戦（「一かせん」）で済む、としている。

下線 f における「弓矢」（＝合戦）というのは、これから黒田如水が九州で起こす予定の合戦のことを指している。この時点では他の地域はすでに合戦がおこっているので、下線 f の「弓矢」（＝合戦）が、九州以外の地域の合戦の動向を指しているとは考えられない。下線 f で「弓矢」（＝合戦）が成り立たない、としているのは、如水が加藤清正と連携して九州で軍事行動をおこした場合、圧倒的に勝利する、という意味であろう。このことは、下線 e の一回の合戦（「一かせん」）で済む、という記載とも関係している。

下線 h は、日本がどのように変わろうとも、如水<sup>(71)</sup>と広家の関係は変わらない、というように大袈裟な書き方をしているが、内容的には大した意味はない。

なお、この書状では、黒田如水は家康のことについては一言も触れていない。また、家康に味方するとも書いていない。その一方で奉行衆（豊臣公儀）に味方するとも書いていない。つまり、この時点（八月二十日）でも黒田如水は家康に味方する立場を表明していないことになる。この書状では、黒田如水がこれから九州でおこす予定の軍事行動（3条目と5条目）以外は、あたりさわりのないことしか書いていない。詳しくは口上で述べる、としているので（下線 g）、黒田如水の本心は、広家の国許から中津へ来る予定の広家の使者に対する口上で述べる、ということを示している。つまり、この書状の書き方としては本心を見せないかなり巧妙な書き方であり、この書状が後日露見しても如水はどのようにでも言い訳できるように書いているということになる。この点に如水の老獪さがうかがえる。

32. 「（慶長五年）七月廿一日付黒田如水宛加藤清正書状」（山田貴司編著『加藤清正』〈シリーズ・織豊大名の研究2〉、戎光祥出版、2014年、208頁）

以上

a 去十九日之御状、今日巳刻ニ令拜見候、b 上かたの様子被仰聞、得其意候、如此ニ候はんと

依見及申、c 内府公へも今度推参なから達而申上候へ共、無御同心、結句御腹立にて、拙者式へハ御気色も五三日ほどあしく被成候間、d か様に各覚悟之違候所、被成御分別間敷事ニあらず候へ共、e 各存分被申、f 天下之乱候儀、不苦と被思召、右之御存分ニも及と令察にて、不及是非、g 御異見たて度如申候、如御存知、h 拙者式などにハ奉行衆よりも 太閤様被 仰置筋目ありやう不被仰聞候間、i 内府公何を御たて候も、御違候も不存候、j 其元より中国へ程近候間、安国寺之御存分被成御聞候ハ、そと可被仰聞候、委曲追而可申達候、恐惶謹言、

加主計

七月廿一日

清正 (花押)

如水様

貴答

この文書の内容解説は、山田貴司氏によって、前掲・山田貴司編著『加藤清正』(207~208頁)においてされているので(山田氏は、この文書について慶長5年に比定している)、本稿では、筆者(白峰)なりの解釈を以下に記すこととする。

下線 a は、7月19日付の黒田如水からの書状を、本日(7月21日)の巳刻(午前10時頃)に加藤清正が拝見した、としている。7月19日付の黒田如水の書状が2日後に清正のところへ届いていることを考慮すると、如水は中津(豊前国)、清正は熊本(肥後国)に所在していた、と考えられる。下線 j において、「其元より中国へ程近候間」としていることも、この時、如水が中津にいたことの傍証になる。

下線 b は、その7月19日付の黒田如水の書状に、上方での状況(政治的動向などと考えられる)について書かれていて、その内容を了解した、としている。そして、そのようになるだろうと予想していた、としている。この書状が慶長5年のものであるとすれば、上方での状況とは、7月17日に「内府ちかひの条々」が出されたことなどを指すと考えられる。上記の山田氏の解説では「西軍拳兵の報を耳にした清正が、以前からそれを予測し」としている。

下線 c は、(このようになることを清正は予想していたので以前に)清正は家康のところへ行き、強く申し上げたが、家康は同意せずかえって立腹し、清正に対して機嫌が数日悪くなった、としている。この場合、「内府様」ではなく「内府公」としている点に注意したい(「内府公」としている点は、下線 e も同様である)。

上述のように、この時点(7月21日)では清正は熊本にいと考えられるので、清正が家康のところへ行った、というのは過去のことを述べているのであろう。

下線 c にある、清正が家康のところへ行き、強く申し上げたが、家康は同意しなかった、というのは清正が上杉討伐に同道したいと家康に強く願ひ出たが、家康はそれを許さなかった、ということ指している可能性がある。とすれば、このことは、家康が上杉討伐のために大坂城を出陣する6月16日より前ということになる。

しかし、清正が上杉討伐に同道したいと願い出ただけで、家康が立腹し、清正に対して機嫌が数日悪くなった、というのでは、家康の立腹の理由が不明である（本来であれば、丁重に断るのが筋であろう）。

よって、下線 d の「か様に各覚悟之違」（＝家康と清正の覚悟の違い）、下線 e の「各存分被申」（＝家康と清正がそれぞれ存分〔＝考え〕を述べた）、下線 g の「御異見たて度如申候」（＝「御異見」とは、清正の家康に対する異見という意味であろう）とあることからすると、清正が家康のところへ行き、上杉討伐の発動に強硬に反対した、ということなのであろう。そのため、家康は立腹して清正に対して機嫌が数日悪くなった、という結果になったと思われる。

下線 f の「天下之乱候儀、不苦と被思召」というのは、「被思召」というように敬語表現を使用していることから、上杉討伐の発動によって天下が乱れてもやむを得ない、と家康が思って、右の（家康の）御存分（＝考え）に及んだ、と（清正は）察するのでやむを得ない、という意味になる。

このように、これまでの通説では、加藤清正が家康に対して、上杉討伐の発動に強硬に反対した、という指摘はされてこなかったため、この書状に記されている内容は、新たな事実がわかった、という意味で重要である。

下線 h は、清正へは奉行衆（五奉行を指すと考えられる）より、豊臣秀吉が申し置いた「筋目」（「太閤様被 仰置筋目」）の内容について聞かされていない、としている。

下線 i は、そのため、家康が何に対して怒り、何が違っているのか、清正にはわからない、としている。

この場合の豊臣秀吉が申し置いた「筋目」（「太閤様被 仰置筋目」）が具体的に何を指すのか不明であるが（単に秀吉の遺言という意味ではなかろう）、清正としては、家康が上杉討伐という軍事行動をおこすことが、豊臣秀吉が申し置いた「筋目」に抵触する、と考えていたところ、家康はそうは思っていなかった、という点で、家康と清正の考えの違いが出てきたため、清正としては困惑しているのであろう。

下線 j は、如水がいる中津（＝「其元」）から中国地方は近いので、如水から安国寺恵瓊の考えを聞いてそっと自分（清正）に教えてほしい、と頼んでいる。

安国寺恵瓊は、慶長 5 年 7 月 21 日の時点では上方にいたので、国許にいたわけではなかったが、清正はそのことを知らなかったのであろうか。この場合、清正が安国寺恵瓊の考えを知りたい、としているのは、安国寺恵瓊が豊臣政権の中枢に位置している、ということの意味するが、逆に、清正は豊臣政権の中枢には位置できなかった、ということをも示している。このことは、豊臣政権の中枢の内と外における安国寺恵瓊と清正のスタンスの違いがわかり興味深い。

33. 「（慶長五年）九月十二日付増田長盛宛石田三成書状写」（中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、日本学術振興会、1958年、682～686頁）

この書状写は『古今消息集』に収録されている写の文書が伝わるのみで、原本の書状は伝存しない。この書状写は17ヶ条にも及ぶ長文のものであり内容的には詳しく記されているが、この書状写において使用されている語法などが慶長5年当時のものであるのか疑義があるので、その点について以下に列挙して検討する。なお、この書状写は非常に長文であるため史料の引用はせず、史料中の各ポイントとなる箇所のみを以下に提示して検討する。

(1) 全体的に「ひらがな」が多すぎる。

この書状写を読むと、ひらがなが多用されていることがわかる。しかし、「七月晦日付真田昌幸宛石田三成書状」<sup>(72)</sup>、「八月五日付真田昌幸・真田信幸・真田信繁宛石田三成書状」<sup>(73)</sup>、「八月十日付佐竹義宣宛石田三成書状」<sup>(74)</sup>、「八月十日付真田昌幸・真田信繁宛石田三成書状」<sup>(75)</sup>など当時の他の石田三成書状では、このように多くのひらがなを使用していない。この意味では、この書状写は異例であり、慶長5年当時の武家文書（大名文書）とは思えない。

(2) 「遠慮深く候」（10条目）という用法（語法）は慶長5年当時には使用されていない。

「遠慮」という語句は慶長5年には存在するが意味が異なる。『日葡辞書』<sup>(76)</sup>には「エンリョ（遠慮）」の意味として「将来のことを考えめぐらすこと、または、将来に備えて用意すること。」としている。この意味は、いわゆる「深謀遠慮」の「遠慮」という意味であり、「遠慮深い」という現代的な用例の意味ではない。

「遠慮深い」という用例は、『日葡辞書』には立項されていない。それでは、「遠慮」と「深い」が結合して、一つの語として成立するのはいつの時代なのだろうか。『日本国語大辞典（第二版）』<sup>(77)</sup>で「遠慮深い」という語を引くと、用例としては、国木田独歩の『二老人』（1908年）、森鷗外の『青年』（1910～11年）の文章が引用されており、いずれも近代文学作品における用法である。この点を考慮すると、「遠慮深い」という語法は近代的な使い方であり、慶長5年当時の用例とは考えられない。

(3) 「人質妻子、宮島へ御下可有之歟」（15条目）における「宮島」という表記は慶長5年当時には使用されていたのか。

現代では「安芸の宮島」という言い方を普通に使用するが、慶長5年当時は「宮島」ではなく「巖島」と書いたはずである。例えば、慶長五年の八月廿六日付の「伊勢国津城合戦手負討死注文」<sup>(78)</sup>の最後の文には「巖嶋大明神」と記されている。

本来は「巖島」（いつくしま）が正式名称であり「宮島」は異称である。インターネットの東京大学史料編纂所データベース（古文書フルテキストデータベース）で「巖島」で検索すると221件ヒットするが、「宮島」で検索すると13件しかヒットしない。

よって、「宮島」という表記は近現代の用法に近いことを示している。

(4) 「あらあらながら」（2条目）という表記は慶長5年当時には使用されていたのか。

「あらあらながら」という表記については、『日葡辞書』、『日本国語大辞典（第二版）』に立項されていない。よって、どのような意味なのか正確には理解できない。後世、どこかの地方で使用さ

れていた方言であろうか。少なくとも、管見では、慶長5年当時の大名が発給した文書にこうした用例を見た記憶はない。ちなみに、インターネットの東京大学史料編纂所データベース（古文書フルテキストデータベース）で「あらあらなから」或いは「あらあらながら」で検索してもヒットしない。

(5) 「ものを待様ニ」（1条目）という記載は、慶長5年当時を使用したとは考えられない。

慶長5年当時であれば、「ものを待候様ニ」となるはずである。「候」がなく「ものを待様ニ」としている記載は、近現代的な用法である。

(6) 「はいくん」（2条目）という表記は慶長5年当時には使用されていたのか。

「はいくん」という表記は、慶長5年当時であれば、わざわざひらがなで表記せず「敗軍」と書いたはずである。少なくとも、管見では、慶長5年当時の大名が発給した文書にこうした用例を見た記憶はない。

(7) 「ちゝミたる」（3条目）という表記は慶長5年当時には使用されていない。

この場合の「ちゝミたる」は現代的な意味の「恐れなどで体が畏縮する」<sup>(79)</sup> という意味で使用されている。しかし、慶長5年当時にこうした意味で「ちゝミたる」は使用されていたのだろうか。

『日葡辞書』<sup>(80)</sup>には「チヂミ、ム、ユウダ（縮み、む、うだ）」の意味として「縮む、または、しわがよってちぢれる」、「チヂミアガリ、ル、ツタ（縮み上がり、る、つた）」の意味として「ちぢれて、上の方へ巻き上がった髪の毛をしている」としている。

『日葡辞書』の成立年は慶長8年（1603）であるので、慶長5年当時に「ちゝミたる」を現代的な意味の「恐れなどで体が畏縮する」として使用していなかったことは明白である。

(8) 9月14日に石田三成は大垣城からのこのこと南宮山へ出かけていったのか？

「拙者所存之通、長大・安国寺へも申候へ共、一圓御取合無之候間」（4条目）という記載があり、この記載からすると、9月14日に石田三成は大垣城から南宮山へ出かけて長東正家・安国寺恵瓊と話をした、ということになる。しかし、当時、石田三成らの諸将が籠城していた大垣城を、家康方の軍勢が周囲に付城を作って包囲し攻囲中であったため、その状況下で石田三成が大垣城から簡単に抜け出て、のこのこと南宮山へ出かけていったとは考えられない。

(9) 「一目御目ニ懸度候」（下線引用者）（10条目）という表記は慶長5年当時を使用したとは考えられない。

慶長5年当時であれば、「御目ニ懸」ではなく「懸御目」という表記になるはずである。インターネットの東京大学史料編纂所データベース（古文書フルテキストデータベース）で「御目ニ」で検索すると、江戸時代前期、或いは、それ以前の用例（慶長元年〔1596〕の1例、寛永14年〔1637〕の2例、寛永15年〔1638〕の1例）は「懸御目ニ」となっているのに対して、幕末における用例（万延元年〔1860〕の1例、文久元年〔1861〕の1例、文久2年〔1862〕の4例）は「御目ニ懸」となっている。よって、この表記（「御目ニ懸」）は幕末の表記であることがわかる。

このことは、この書写が幕末に作成された可能性を示唆している。或いは、明治時代初期に作

成された可能性も考えられる。

(10) 当時の他の石田三成書状と比較して、一人称の使用が多すぎる。

この書状写には、一人称が8個出てくるが、当時の他の石田三成書状では、このように多くの一人称を使用していない。例えば、前掲「八月十日付真田昌幸・真田信繁宛石田三成書状」では一人称は4個、前掲「八月五日付真田昌幸・真田信幸・真田信繁宛石田三成書状」では一人称は1個である。また、他の石田三成書状では、前掲「七月晦日付真田昌幸宛石田三成書状」、前掲「八月十日付佐竹義宣宛石田三成書状」のように、一人称が全く出てこないものもある。

(11) 一人称が3種類も使用されている。

この書状写では、一人称として、「拙子」、「我等」、「拙者」の3種類が使用されている。通常、一人の筆者が書状を書く場合、一人称を3種類も使い分ける必要があるとは思えない。ただし、前掲「八月十日付真田昌幸・真田信繁宛石田三成書状」では「拙者」と「拙子」を併用しているのので、併用するケースは絶対にないとは言い切れないが、疑義として提示しておく。

(12) この書状写では、「内府」と「家康」を併用している。

この書状写では、家康を指す表記として、「内府」と「家康」を併用している。通常、一人の筆者が書状を書く場合、「内府」と「家康」を併用することがあるのだろうか。ただし、前掲「八月十日付真田昌幸・真田信繁宛石田三成書状」では「内府」と「家康」を併用しているのので、併用するケースは絶対にないとは言い切れないが、疑義として提示しておく。

(13) 「大垣」と表記している。

慶長5年当時の書状では「大柿」という表記の方が圧倒的に多い。ただし、前掲「八月十日付真田昌幸・真田信繁宛石田三成書状」では「大垣」と表記しているのので、「大垣」という表記が皆無とは断言できないが、疑義として提示しておく。

(14) 「一命を棄」(下線引用者)(14条目)と表記されている。

慶長5年当時であれば「棄」の字ではなく、「捨」の字を使用するはずである。そして、慶長5年当時であれば、「一命を棄」ではなく「捨一命」という表記になるはずである。インターネットの東京大学史料編纂所データベース(古文書フルテキストデータベース)で「捨一命」で検索すると9件ヒットするが、「棄一命」で検索すると1件しかヒットしない。

(15) 大谷吉継の略称を「大刑」と表記している(16条目)。

この書状写では、大谷吉継の略称を「大刑」と表記しているが、他の石田三成書状(前掲「七月晦日付真田昌幸宛石田三成書状」)では、「大形少」と表記しているのので、この違いについても疑義として提示しておく。

以上のように、この書状写には、慶長5年当時の武家文書(大名文書)の語法としては疑義がある点(語法として、近現代的な使用表現が見られる)や他の石田三成書状と比較して相違する特徴がある点を指摘することができる。

よって、この書状写は、幕末～明治時代初期に作成された可能性を指摘できる。

34. 「慶長五年七月廿七日付毛利秀元禁制」（上島有編著『東寺文書聚英』図版篇、同朋舎、1985年、359号文書、228頁。上島有編著『東寺文書聚英』解説篇、同朋舎、1985年、359号文書、226頁。）

禁制 東寺境内

一、当手軍勢乱妨狼藉之事  
一、陣取放火之事  
一、山林竹木採用之事  
右條々堅令停止訖、若於違犯之  
輩在之者、忽可處嚴科者也、  
仍下知如件、

安藝 宰相（花押）  
慶長五年七月廿七日

この禁制（3ヶ条）は、慶長五年七月廿七日付で毛利秀元が東寺に対して出したものである。よって、7月27日の時点で、毛利秀元は東寺の近距離の場所に在陣していたことがわかる。

『義演准后日記』七月廿五日条には、毛利秀元が数万で近江へ進発し、（これは）東国（からの軍事的侵攻を）防ぐためである、としているので<sup>(81)</sup>、毛利秀元は近江への進軍の途中、7月27日の時点で、京都に在陣したことがわかる。

この禁制の書止文言は「仍下知如件」である。署名は「安藝宰相」であり花押を据えている。

35. 「慶長五年七月廿六日付小早川秀秋禁制」（上島有編著『東寺文書聚英』図版篇、同朋舎、1985年、360号文書、229頁。上島有編著『東寺文書聚英』解説篇、同朋舎、1985年、360号文書、226頁。）

禁制 東寺境内

一、当手軍勢乱妨狼藉事  
一、陣取放火之事  
一、伐採山林竹木事  
右條々堅令停止訖、若有  
違犯之輩者、速可被處  
嚴科者也、仍如件、

秀秋（花押）  
慶長五年七月廿六日

この禁制（3ヶ条）は、慶長五年七月廿六日付で小早川秀秋が東寺に対して出したものである。よって、7月26日の時点で、小早川秀秋は東寺の近距離の場所に在陣していたことがわかる。小早川秀秋が、7月26日の時点で、京都に在陣していた理由は、上述した毛利秀元と同様に近江への進軍の途上であったのか、或いは、当時、豊臣公儀の軍勢が伏見城（徳川家康の家臣の鳥居元忠などが籠城していた）を攻撃中であったので、その軍勢に小早川秀秋が加わっていたためであったのか、よくわからない。

この禁制の書止文言は「仍如件」である。署名は「秀秋」と名前のみを記し、花押を据えている。『義演准后日記』七月廿五日条には、小早川秀秋の制札（3ヶ条）を醍醐の南北の構えに打った、としているので<sup>(82)</sup>、当時、秀秋は京都の寺院に対して複数の禁制を出したことがわかる。

なお、この禁制（前掲『東寺文書聚英』、360号文書）については、渡邊大門氏の論文「関ヶ原合戦における小早川秀秋の動向」<sup>(83)</sup>において、すでに提示されている。渡邊氏の同論文では、この禁制について「秀秋が禁制を発給しているということは、東寺において秀秋の軍勢が乱妨狼藉を働くことが予見されたからであろう。つまり、秀秋の軍勢が西軍のなかでも、かなり有力な存在であったことがうかがえる。」と指摘されている。

36. 「慶長五年九月十六日付徳川家康禁制」（上島有編著『東寺文書聚英』図版篇、同朋舎、1985年、481号文書、293頁。上島有編著『東寺文書聚英』解説篇、同朋舎、1985年、481号文書、241頁。）

#### 禁制

- 一、軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事
- 一、放火之事
- 一、田畠作毛苅取事

#### 付竹木剪取事

右、堅令停止畢、若於違犯之輩者、  
速可處嚴科者也、仍下知如件、

(家康朱印)

慶長五年九月十六日

(印文忠恕)

この禁制（3ヶ条）は、慶長五年九月十六日付で徳川家康が東寺に対して出したものである。9月16日は、関ヶ原の戦い（9月15日）の翌日にあたる。家康は9月17日に佐和山、20日に大津に所在しているので<sup>(84)</sup>、9月16日の時点では京都には所在していない。

この禁制の書止文言は「仍下知如件」である。家康の署名と花押はなく、家康の朱印（印文忠恕）が「慶長」の箇所に押されているだけである。その意味では、書札礼として薄礼な形式ということになる。

37. 「（慶長五年）九月廿五日付井伊直政宛結城秀康書状写」（大石泰史編『井伊直政文書集』〈戦国史研究会史料集5〉、戦国史研究会、2017年、65～66頁）

尚々其元之様子、被仰越忝候、  
a 去<sup>(マ)</sup>十二<sup>(マ)</sup>日（十五日カ）之御状、今日廿五日ニ拜見申候、 b 誠被入御念<sup>ひ</sup>つ給、一入満足いたし候、 c 去十五日、濃洲山中ニ而、合戦被成、こと〜く被打取候由、千万目出度存候、 d 殊自身貴所も高名被成候由、千万目出度候、 e 少手をおい被成候由承、あんじ申候、くるしからす由承、我等一人と満足いたし候、 次 f 野州自身高名之由、只貴殿御たちそい被成故と存計、此方ニ而承、満足御すいりやう可給候、 扱々御同様不申候やう、御迷惑無之候、 g やがて大坂より之御吉左右待入申候、恐々謹言、

九月廿五日

秀康花押

ノ

より

井兵部殿

羽三

参

下線 a は、（9月）12日の井伊直政の書状を（9月）25日に結城秀康（当時、宇都宮城に在陣）が拜見した、としている。しかし、下線 c に「去十五日」の関ヶ原の戦いに関する記載があることから、下線 a における「去十二日」は「去十五日」の誤記である可能性が高い。或いは、写しの文書を作成する際に、原文書に「去十五日」と記されていたが、「去十二日」と誤写した可能性も考えられる。

家康は、9月24日に大津、同月26日に淀城、同月27日に大坂に所在しているので<sup>(85)</sup>、結城秀康がこの書状を出した9月25日の時点では、井伊直政は家康と共に大津にいたと考えられる。

下線 b は、井伊直政から絵図（「<sup>ひとしお</sup> 悉つ」）を送ってもらい、秀康は一人満足している、としているが、どのような絵図であるのかまでは記されていない。この絵図が、下線 c、d、e、f の記載内容と関連しているとすれば、関ヶ原（山中）の戦いに関する絵図である可能性も考えられる。

下線 c は、（9月）15日に美濃の山中において合戦があり、ことごとく（敵を）討ち取ったことは、千万目出たい、としている。この記載で注目されるのは、戦場が美濃の山中（「濃洲山中」）と明記されている点である。

下線 d は、井伊直政自身も、この山中の戦いで高名をなしたことは千万目出たい、としている。この記載で注目されるのは、井伊直政は山中の戦いに参戦して高名をなしたことが明記されている

点である。

下線 e は、この戦いで井伊直政は少し負傷したことを知り、秀康は心配したが支障はないことを聞いて満足した<sup>(86)</sup>、としている。このことは、井伊直政自身が山中の戦いにおいて、実際に戦闘をおこなったことの証左となる。

下線 f は、松平忠吉（「野州」＝下野守）自身も高名をなした、としている。このことから、松平忠吉が山中の戦いにおいて、実際に戦闘をおこなったことがわかる。そして、松平忠吉が山中の戦いにおいて、高名をなすことができたのは、井伊直政が付き添ったからである、としている。このことは、山中の戦いにおける戦闘で、井伊直政と松平忠吉は共に行動していたことを示している。ただし、通説で言われているような井伊直政の抜け駆けについては全く記されていない。

下線 g は、大坂からの吉報を待っている、としているので、これは、今後の家康の大坂城入城がうまく行くことを願っている、という意味であろう。

ちなみに、結城秀康（家康の二男）と松平忠吉（家康の四男）は兄弟であり、松平忠吉の正室は、井伊直政の娘である。

この書状写は、これまで関ヶ原の戦い関係の本や論考で紹介されておらず、その内容は検討されてこなかったが、上述のように、9月15日の戦闘状況に関して重要な内容を多く含んでいるので、今後、重要視されるべき史料であろう。

※前掲『井伊直政文書集』におけるこの文書の引用元は、中村不能齋編『井伊直政・直孝』<sup>(87)</sup>である。前掲『井伊直政・直孝』では、この文書は「結城秀康書 慶長五年九月廿五日 双鉤墳墨彦根士族三居満一所蔵」と紹介され、「編者云、此書牘ハ、吾彦根の士族、三居満一の所蔵なるが、雙鉤墳墨にして、本書にあらず、本多忠敬子所蔵の、秀康眞蹟書牘に比較するに、字形筆意、全く同じ、此本紙ハ、何處にありや、知らずと雖も、偽物にあらず、故に採録す」と解説されている。なお、「双鉤墳墨」（そうこうてんぼく）とは「原本の上に紙をのせ、<sup>まきうつ</sup>透写しによって筆跡を写す模写方法」<sup>(88)</sup>であり、「書牘」（しょとく）とは「書状」<sup>(89)</sup>という意味である。「字形」（じぎょう）は「文字の形」<sup>(90)</sup>、「筆意」（ひつい）は「運筆のおもむき」<sup>(91)</sup>、「本書」（ほんしょ）は「正本（しょうほん）。原本。」<sup>(92)</sup>という意味である。「本紙」は「原本」という意味であろう。

38. 「（慶長五年）九月廿八日付伊達政宗宛結城秀康書状」（『伊達家文書之二』〈大日本古文書〉、東京帝国大学、1908年、710号文書、243～244頁）

態使札以申入候、 a 去十七日ニ、さを山へ山中より取かけ、則乗取申候、 b 水之手を田中兵部取、せめおとし申候、 c 内府ものニ而ハ、石川左右<sup>(ママ)</sup>（衍カ）衛門尉<sup>(ママ)</sup>（衍カ）太夫手柄仕候、 d 石田李父子、治部父、同妻子ちかい仕候、てんしゆニ日<sup>(ママ)</sup>（火カ）をかけ申候、 e 上方之儀、彌々御心安可被思召候、 f 最上之儀、先日以来、何共不被仰越候、如何無御心元存候、 g さても<sup>(ママ)</sup>早足（速カ）可罷出儀ニ候へ共、内府かたく被申付候間、迷惑仕候、 h 先日御飛脚相留

申候間、上より之返事次第、それニ御返事可申入候、i 少由<sup>(ママ)</sup>（油カ）断ニ而無御座候、神八幡  
〜延引之所、千萬迷惑仕候〜、委彼使可申上候、以上、恐々謹言、

九月廿八日

羽三河守  
秀康（花押）

羽越州様  
人々御中

下線 a は、（9月）17日に佐和山城（石田三成の居城）へ攻めかかり、佐和山城を乗っ取った、としている。ただし、下線 a にある「山中」とは、前掲「（慶長五年）九月廿五日付井伊直政宛結城秀康書状写」<sup>(93)</sup>の下線 c の「濃州山中」を指していることは明らかなので、下線 a にある「さを山へ山中より」というのは、関ヶ原（山中）の戦いがあった戦場である「山中」から「さを山」（＝佐和山）へ家康方軍勢が移動した、ということ述べている。

なお、「（慶長五年）九月十五日付伊達政宗宛徳川家康書状」<sup>(94)</sup>によれば、家康は9月15日に関ヶ原（山中）から佐和山へ移動している。

下線 b は、佐和山城攻めにおいて、田中吉政は「水之手」を攻め落とした、としている。

下線 c は、徳川家中では石川康通が、佐和山城攻めにおいて手柄を立てた、としている。

下線 d は、佐和山城の落城に際して、石田正澄（三成の兄）父子、石田正継（三成の父）、石田三成の妻子が自害し、佐和山城の天守に火をかけた、としている。

下線 e は、結城秀康が伊達政宗に対して、上方の状況については安心してほしい、と述べている。

下線 f は、伊達政宗から結城秀康に対して、最上義光のことについて先日以後、申し越してこないで不安である、としている。これは、当時、宇都宮城（下野国）に在城していた結城秀康が、長谷堂城攻防戦（直江兼統の軍勢が最上方の長谷堂城に攻めかかっていた）の状況を注視していたことを示している。

下線 g は、結城秀康としては、早々に宇都宮城から出陣して、上杉景勝と戦いたかったが、家康から宇都宮城を守備するように強く命じられているので、出陣できず困惑している、と述べている。

下線 h は、先日、伊達政宗から結城秀康のところ（＝宇都宮）へ遣わした飛脚をそのままとめているので、上方から（の状況を記した）返事が来た際には、すぐにその飛脚に（伊達政宗への）返事を託す予定である、としている。

下線 i は、結城秀康は宇都宮城から動かないが、少しも油断していないということを、伊達政宗に対して述べている。

39. 「慶長五年八月五日付川口宗勝宛長束正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状写」（神崎彰利監修、下山治久編『記録御用所本古文書－近世旗本家伝文書集－』上巻、東京堂出版、2000年、616号文書、229頁）

a 去々年以来、内府被背太閤様御置目、上卷誓紙被違、恣之働ニ付、為可被打立御置目、被及鋒楯候、 b 第一伏見御城被仰置候御留守居を迫出、関東之凡下・野人之者共、御座所を踏荒候段、無是非次第ニ付、 c 今度堀際迄各被押詰、即時ニ被乗崩、大将鳥居彦右衛門を始而、八百余被討果候儀、無比類儀候、 d 殊其方御手前御粉骨之至、秀頼様御感不斜候、仍銀子十枚并御知行千石被宛行早、 e 猶以可被抽御忠切<sup>(ママ)</sup> (節カ) 之由、被 仰出之状、如件、

慶長五 八月五日

長東大藏大輔正家

増田右衛門尉長盛

石田治部少輔三成

徳善院玄以

芸州

輝元

備中

秀家

川口久助殿<sup>(95)</sup>

下線 a は、一昨年 (= 慶長 3 年 [1598]) 以降、家康は秀吉の「御置目」に背き「上卷誓紙」を違えて、恣意的な政治行動(「恣之働」)をしているので、(秀吉の)「御置目」を立てるために、家康と戦うことになった、としている。一昨年 (= 慶長 3 年) というのは秀吉が死去した年であるので、秀吉の死去以降という意味であろう。この時点(8月5日)で、豊臣公儀の二大老・四奉行が、どうして家康と戦うことになったのか、という理由を明記しており、端的に言えば、家康が秀吉の遺命に背いた、ということになる。

家康が秀吉の遺命に背いたということは、家康が豊臣公儀へ反逆したという意味になる。この記載は、前掲「(慶長五年)八月朔日付筑紫主水宛長東正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」<sup>(96)</sup>における下線 b、c とほぼ同内容である。よって、豊臣公儀の二大老・四奉行が、諸大名に対して、家康が豊臣公儀へ反逆したとして、家康を公然と非難したことを意味する。

下線 b は、伏見城に籠城した家康家臣の軍勢が御留守居(豊臣公儀の御留守居と考えられるが具体的な名前は不詳)を追い出し、関東の「凡下・野人」(共に下賤の者という意味<sup>(97)</sup>)の者共が(秀吉の)御座所を踏み荒らした、ということが記されている。このため豊臣公儀の軍勢が伏見城を攻めることになった、という意味であろう。

下線 c は、豊臣公儀の軍勢による伏見城攻めについて具体的に記されており、伏見城の堀際までそれぞれの軍勢が押し詰めて即時に乗り崩し、籠城方の大将である鳥居元忠をはじめ800余人を討ち果たした、としている。

下線 d は、伏見城攻めにおいて、川口宗勝が奮戦したことを豊臣秀頼から褒賞されて、銀子10枚と知行1000石が与えられた、としている。このように、伏見城攻めの褒賞として、豊臣秀頼から銀子や知行が与えられたことは、伏見城攻めの軍勢が豊臣公儀の軍勢であったことを明確に示している。

下線 e において、「仰出」の記載の上が闕字になっているのは、「仰出」の主語が豊臣秀頼であることを示している。このことも、伏見城攻めの軍勢が豊臣公儀の軍勢であったことの証左となる。

前掲「（慶長五年）八月朔日付筑紫主水宛長束正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」<sup>(98)</sup>には、付年号が記されていないが、この連署状写には付年号が記されている。その理由としては、この連署状写は内容的に感状の意味を含んでいたことによるものと考えられる。

この連署状写は、前掲「（慶長五年）八月朔日付筑紫主水宛長束正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」と同様に、反家康のスタンスに立ち新しい豊臣公儀を成立させた二大老・四奉行のフルメンバー全員が連署している点に意義がある。ちなみに、この連署状写における署名順位については、前掲「（慶長五年）八月朔日付筑紫主水宛長束正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」と同じである。

この連署状写は、豊臣公儀の二大老・四奉行の連署状写であるが、この連署状写が収録されている『記録御用所本古文書』には「秀頼判物」と記されている<sup>(99)</sup>。このことは、この連署状が豊臣秀頼から与えられたことを示しており、二大老・四奉行が秀頼を推戴していたことを明確に示している。

40. 「（慶長五年）八月朔日付青木一矩宛石田三成書状写」（牧野信之助選輯『越前若狭古文書選』、三秀舎、1933年。福井県名著刊行会、1971年復刻、520～521頁）

j 尚以小松表之儀、切々御注進尤候、k ふか〜と相働に付て（「者」脱カ）、拙者人数つれ、不寄時日懸付、可有一戦候間、御氣遣（「有」脱カ）間敷候、何時も可申便候、追々可得御意候、以上、  
a 去月廿八（「日之」脱カ）御飛札、今日朔（「日」脱カ）参着、於大坂拜見候、b 拙者儀、昨日當地着候、c 仍小松表之様子承候、令得其意候、定為差働にて不可在之候、d 備（彌カ）各令談、小松へも御加勢、其外、大聖寺・丸岡其他何へも御加勢可在之候、e 相究御書立候條、頓て御人数可被差遣候間、於様子者、可御心安候、f 其上何時も拙者懸合可申候間、被成御氣遣間敷候、将亦、g 今日伏見城本丸へ悉乗入、西丸何茂焼失候、こほり（「れ」カ）落候者共数多討果、殿主も悉焼亡、加様早速相済候儀、h 天命難遁儀と存事候、i 猶小松表之様子、追々御注進尤候、恐惶謹言、

八月朔日

石治部三成（花押）

青紀伊様

御報

下線 a は、7月28日付の青木一矩（越前北庄城主）からの飛札が本日（8月）朔日に届いたので、石田三成が大坂で（その飛札を）拝見した、としている。このことから、8月朔日の時点で、石田三成は大坂にいたことがわかる。そして、7月28日付の青木一矩書状が8月朔日に大坂へ届いた、ということがわかるので、越前北庄から足掛け3日で大坂へ着いたことになる。

下線 b では、石田三成は昨日（＝7月30日）当地（＝大坂）に着いた、としている。このことから、この時点での石田三成の行動と所在地が明確になる点は重要である。

下線 c では、小松方面（加賀国）での状況について了解した、としているが、これは7月28日付の青木一矩書状にそのように書いてあった、ということの意味する。

下線 d は、その（北陸方面での）対応策として、（豊臣公儀〔石田・毛利連合政権〕として）各自が協議して、小松（城主は丹羽長重）・大聖寺（城主は山口正弘）・丸岡（城主は青山宗勝）へ加勢の軍勢を送る、としている。

このように、（豊臣公儀〔石田・毛利連合政権〕として）各自が協議する、としていることから、豊臣公儀（石田・毛利連合政権）が合議で軍事方針を決定していたことがわかる。

下線 d で「御加勢」、下線 e で「御人数」というように「御」と付けているのは、豊臣公儀の軍勢として豊臣秀頼が遣わす軍勢という意味であることによる。

下線 e では、「御書立」が決まったので、やがて（そちらに）軍勢を遣わすので安心してほしい、としている。この場合、「御書立」というように「御」が付けているのは、豊臣公儀の軍勢として豊臣秀頼が遣わす軍勢についての「書立」であることによる。

この「御書立」とは、『真田家文書』上巻（56号文書<sup>(100)</sup>）の人数書立を指すと考えられる。よって、8月朔日の時点で、この人数書立ができた（決定した）ことがわかり、豊臣公儀（石田・毛利連合政権）はこの人数書立をもとに、各方面への派遣諸将と軍勢の人数を決定したことがわかる。

下線 f は、（青木一矩から申し出があれば）いつでも石田三成が掛け合う（＝交渉する）ので、御気遣いされないように、としている。この場合の「掛け合う（＝交渉する）」とは、石田三成が豊臣公儀（石田・毛利連合政権）の中で、青木一矩からの申し出を実現すべく交渉する、という意味であるので、豊臣公儀において石田三成が一人で決定していたわけではなかったことがわかる。

下線 g は、今日（＝8月朔日）、（豊臣公儀の軍勢が）伏見城本丸へことごとく乗り入れ、西の丸（など）いずれも焼失し、多数を討ち果たして、天守（「殿主」）もことごとく焼亡した、としている。このことから、8月朔日に豊臣公儀の軍勢が、家康家臣が立て籠もる伏見城を陥落させたことを、詳しく報じたことがわかる。

下線 h は、この伏見城陥落に関係付けて、天命（＝天罰<sup>(101)</sup>）は逃れ難い、としているので、豊

臣公儀の正統性（換言すれば、家康には政治的正統性はないということ）を述べている、ととらえることができる。

下線 i は、小松方面での状況について、引き続き注進するように指示している。このことは、下線 j でも繰り返し述べているので重要な指示であったことがわかる。

下線 k は、（前田利長〔加賀金沢城主〕が）長駆遠征してきた場合は、石田三成が軍勢を連れて、いつでも（そちらへ）駆け付けて一戦するつもりなので気遣いしないように、としている。このことは、8月1日の時点で、石田三成が北陸方面へ出陣予定であったことがわかり、注目される。

ちなみに、前田利長が南下して大聖寺城を陥落させたのが8月3日であり、前田利長が丹羽長重と戦った浅井暁の戦いがあったのは8月9日であった。

※この文書について、前掲『越前若狭古文書選』では、「前田文書」（南條郡神山村前田源太氏所蔵）と紹介され、「前田文書一通、関ヶ原役の主動者たる石田三成から、與黨として當時府中に在城した青木一矩に與へた書状である。慶長五年八月同役の序曲たる伏見城の陥落状況を叙し、加越方面に於ける對前田氏との對抗方策につき意見を述べてある。同役に関する有力なる一史料として利用せられるであらう。」（下線引用者）と解説されている。

※この文書の存在と内容については、以前、外岡慎一郎氏より直接御教示いただいた。外岡氏の御教示に対して、記して感謝する次第である。そして、この文書の内容に関しては、外岡慎一郎氏の著書『「関ヶ原」を読む－戦国武将の手紙－』<sup>(102)</sup>において、現代語訳もされて詳しく説明されているので、併せて参照されたい。

※この文書の宛所である青木一矩の実名について、黒田基樹『羽柴を名乗った人々』<sup>(103)</sup>では「系図類・後世記録類では、「一矩」「秀以」などとされているため、現在でもそれらの名で取り上げられているが、当時の文書史料で確認されるのは「重吉」のみである。（中略）今後は、正しく重吉の名を用いるべきであろう。」と指摘されている。

## おわりに

本稿では、関ヶ原の戦い関係の一次史料について、鍋島家関係文書を中心に考察したが、こうした考察は、それ以外の文書（一次史料）についても、これからおこなっていく必要があることは言うまでもない。

これまで関ヶ原の戦い関係の研究が停滞してきたのは、こうした一次史料の検討が等閑視されてきたことに原因があるので、今後も同様の検討を、他の関ヶ原の戦い関係の一次史料についておこなっていききたい。その理由としては、こうした検討作業を継続することにより、関ヶ原の戦いに至る政治状況・軍事状況のプロセスについて、時系列の推移・権力対立の推移としてその具体像を可視化できると筆者（白峰）は思うからである。

[註]

- (1) 『佐賀県史料集成』古文書編では、文書によっては、包紙上書、端裏切封上書、奥上書の記載内容について記されているものもあるが、本稿での引用にあたっては省略した。なお、本稿で引用した『佐賀県史料集成』古文書編の各巻の刊年について以下に列挙する。  
 『佐賀県史料集成』古文書編、7巻 (佐賀県立図書館、1963年)  
 『佐賀県史料集成』古文書編、11巻 (佐賀県立図書館、1970年)  
 『佐賀県史料集成』古文書編、13巻 (佐賀県立図書館、1972年)  
 『佐賀県史料集成』古文書編、20巻 (佐賀県立図書館、1979年)  
 『佐賀県史料集成』古文書編、21巻 (佐賀県立図書館、1980年)  
 『佐賀県史料集成』古文書編、26巻 (佐賀県立図書館、1985年)  
 『佐賀県史料集成』古文書編、28巻 (佐賀県立図書館、1987年)
- (2) 下線cにおける「我等」は一人称単数の「私」という意味である。
- (3) 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、1980年、337頁、「イッペン (一偏)」の項)。
- (4) 前掲『邦訳日葡辞書』(531頁)によれば、「利を失ふ」とは「勝利を失う」という意味である。
- (5) 下線gにおける「我等」は一人称単数の「私」という意味である。
- (6) 前掲『邦訳日葡辞書』(266頁)によれば、「ハッセン (防戦)」の意味として「抵抗して戦うこと」としている。よって、当時は「ほうせん」ではなく「ほうせん」と読んでいたことがわかる。この場合、読み方は「ほうせん」ではなく「ほうせん」であるので、「ほ」に濁点がない点に注意したい。
- (7) 立花宗茂、小早川 (毛利) 秀包は豊臣公儀方として上方に出陣していたので在国していなかった。
- (8) 深川直也氏 (佐賀戦国研究会代表) からは、この「筑後表」の解釈について、「田尻輝種田尻氏由緒書出」(前掲『佐賀県史料集成』古文書編、7巻、271号文書、339頁)における記載 (慶長5年の江上八院合戦当時、鍋島直茂が筑後衆を使役して瀬高町あたりに放火したという記載) を参考にして、また、過去に龍造寺氏が筑後支配をしていたことも考慮すると、慶長5年頃にも筑後表には鍋島直茂の息のかかった土豪が存在していたと推測できるので、こうした筑後表の土豪の情報網から、九州近隣の情報が直茂にもたらされたのではないかと、との御指摘をいただいた。そして、この時、鍋島氏と立花氏が同盟関係にあったと断じるのは尚早ではないか、という御指摘もいただいた。こうした御指摘をしていただいたことに感謝したい。ただし、私見としては、下線kの記載に「鉄炮」の「火色」が見えた、と述べている、としていることから、「筑後表」より宇土に派遣された密偵が、加藤清正の宇土城攻撃を実現して報告していることになり、こうした組織的行動ができるのは大名家 (立花家、或いは、小早川家) ではないか、と考えた (単なる伝聞情報であれば、筑後表の土豪からの情報という解釈もできるかもしれない)。
- (9) 下線bにおける「我等」は一人称単数の「私」という意味である。
- (10) 前掲『邦訳日葡辞書』(640頁)によれば、「テ (手)」には「軍勢の集団」という意味がある。
- (11) 「仕寄 (しより)」は「城などを攻めるとき防衛や攻撃のために用いる、竹などを大きな束にしたもの。」(『日本国語大辞典 (第二版)』7巻、小学館、2001年、408頁) という意味である。「仕寄 (しよせ)」は「城などに攻め寄せること。しより。」(前掲『日本国語大辞典 (第二版)』7巻、369頁) という意味である。
- (12) 本来は安国寺恵瓊のかわりに前田玄以が入るべきであるが、前田玄以は奉行職のほかに京都所司代も兼務していたので、前田玄以が連署から外れて、そのかわりに安国寺恵瓊が入っている、ということかも知れない。
- (13) 前掲『邦訳日葡辞書』(529頁)によれば、「レンレン (連々)」とは「しばしば、何回も、または、引き続いて。」という意味である。
- (14) 前掲『邦訳日葡辞書』(288頁)によれば、「不審に存ずる、または、思ふ」の意味として「疑わしく思う」としている。
- (15) 前掲『邦訳日葡辞書』(523頁)によれば、「城が落去した」の意味として「城が降伏した」としている。
- (16) 前掲『邦訳日葡辞書』(391頁)によれば、「先づ以て」は「最初に、さしあたり、などの意」としている。
- (17) 前掲『邦訳日葡辞書』(117頁)。
- (18) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、11巻 (19号文書、15~16頁)。山本博文・堀新・曾根勇二編『戦国大名の古文書』西日本編 (柏書房、2013年、344~345頁)。
- (19) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、11巻 (25号文書、19~20頁)。
- (20) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、11巻 (155号文書、104頁)。
- (21) 下線dにおける「御すいもし」 (= 御推文字 [ごすいもじ]) は、「御推量」「御推察」をいう女性語である (『日

- 本国語大辞典（第二版）』5巻、小学館、2001年、796頁）。
- (22) 「陣（じん）」には「いくさ。戦い。合戦。」という意味がある（前掲『日本国語大辞典（第二版）』7巻、534頁）。
- (23) 前掲『邦訳日葡辞書』（844頁）によれば、「随分な、または、随分の人」の意味として、「すぐれていて、人々の間できわだった人」としている。よって、この場合の「随分之者」とは、敵である立花家の有力家臣という意味であろう。
- (24) 前掲『邦訳日葡辞書』（201頁）によれば、「判」は「書状などの印判」という意味であり、「判を据ゆる」の意味として「自分の判を捺す、または、署名をする。」という意味である。よって、この場合の「判」は花押という意味と考えられる。
- (25) 『直茂公譜考補』（『佐賀県近世史料』第一編第一巻、佐賀県立図書館、1993年、813頁）。
- (26) 渡邊大門『こんなに面白いとは思わなかった！関ヶ原の戦い』（光文社、2015年、244頁）。
- (27) 東京大学史料編纂所編纂『史料綜覧』巻13（財団法人東京大学出版会、1954年発行、1982年復刻、186頁）。
- (28) 藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成（第2版）』（思文閣出版、2017年、119頁、相田文三「徳川家康の居所と行動（天正10年6月以降）」）によれば、慶長4年1月17日以降、同年2月28日まで家康は伏見に所在している。
- (29) 前掲・藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成（第2版）』（222頁、尾下成敏「前田利家の居所と行動」）では、前田利家が死去した日について、閏3月3日説と閏3月4日説の両方を示している。
- (30) 下線fにおける「げに候」の「げに」は推量・伝聞を示す助動詞「げな」の連用形である。
- (31) この「被仰事共」の意味を考える場合、「被」を削除して「仰」を「申」に変えると「申事共」ということになる。「申事」とは「申しあげること。申し立てること。言い立てること。また、そのことば。主張。言い分。」という意味である（『日本国語大辞典（第二版）』12巻、小学館、2001年、1223頁、「申事・申言（もうしごと）」の項）。この意味を考慮すると、この場合の「申事」とは訴訟という意味であると考えられる。つまり、石田三成に敵対する大名が三成に対して訴訟（武装襲撃事件ではない）をおこしたことを意味すると考えられる。
- (32) 拙稿「豊臣七将襲撃事件（慶長4年閏3月）は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である－フィクションとしての豊臣七将襲撃事件－」（『史学論叢』48号、別府大学史学研究会、2018年）。
- (33) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、11巻（128、136、139号文書、79～81、86～87、88～89頁）。
- (34) 前掲・拙稿「豊臣七将襲撃事件（慶長4年閏3月）は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である－フィクションとしての豊臣七将襲撃事件－」における表1の下線e（『多聞院日記』閏三月九日条）参照。
- (35) 「取合せ（とりあわせる）」とは「あれこれ集める。寄せ集める。合計する。」という意味である（『日本国語大辞典（第二版）』9巻、小学館、2001年、1391頁）。
- (36) 「走合（はしりあう）」とは「走って出あう。走ってきて出あう。」という意味である（『日本国語大辞典（第二版）』10巻、小学館、2001年、1115頁）。
- (37) 前掲・拙稿「豊臣七将襲撃事件（慶長4年閏3月）は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である－フィクションとしての豊臣七将襲撃事件－」における表1の下線b（『言経卿記』閏三月八日条）参照。
- (38) 『日本国語大辞典（第二版）』1巻（小学館、2000年、1215頁）。
- (39) 『日本国語大辞典（第二版）』8巻（小学館、2001年、1104頁）。
- (40) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、7巻（254号文書、310～311頁）。
- (41) 今福匡『真田より活躍した男毛利勝永』（宮帯出版社、2016年、75頁）。
- (42) 『新修福岡市史』資料編、中世1（福岡市、2010年、1019～1020頁）。
- (43) 『大阪編年史』3巻（大阪市立中央図書館、1967年、96～97頁）。
- (44) 染谷光廣『秀吉の手紙を読む』（吉川弘文館、2013年、201頁）。
- (45) 前掲『大阪編年史』3巻（96～97頁）の「筑紫古文書」に収録された「内府ちかひの條々」。
- (46) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、28巻（30号文書、25～26頁）。
- (47) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、28巻（30号文書、25～26頁）。
- (48) 前掲『新修福岡市史』資料編、中世1（1020頁）。
- (49) 前掲『大阪編年史』3巻（98頁）。
- (50) 前掲『大阪編年史』3巻（98頁）。
- (51) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、28巻（31号文書、26～27頁）。
- (52) 前掲『新修福岡市史』資料編、中世1（1020～1021頁）。
- (53) 外岡慎一郎「二日酔いの大谷吉継」（『日本歴史』820号、吉川弘文館、2016年）。
- (54) 前掲『大阪編年史』3巻（151頁）。
- (55) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、28巻（31号文書、26～27頁）。

- (56) この点については、前掲註(44)を参照されたい。
- (57) 前掲『邦訳日葡辞書』(784頁、「仕置」の項)。
- (58) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、28巻(31号文書、27～28頁)。
- (59) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、28巻(10号文書、8～9頁)。
- (60) 『仙台市史』資料編11、伊達政宗文書2(仙台市、2003年、1056号文書、85～87頁)。
- (61) 拙著『新「関ヶ原合戦」論』(新人物往来社、2011年、50～53頁)。
- (62) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、26巻(278頁)。
- (63) 前掲『邦訳日葡辞書』(75頁)によれば、「覚悟」とは「用意、準備」という意味である。
- (64) 「未練」とは「未熟」という意味である(前掲『日本国語大辞典(第二版)』12巻、872頁)。
- (65) 前掲『邦訳日葡辞書』(641頁)によれば、「テドリ(手捕り)」とは「人を生捕りにすること」という意味である。
- (66) 「立てる」には「出発させる」という意味がある(前掲『日本国語大辞典(第二版)』8巻、1023頁)。
- (67) 「立ち舞う」には「入りまじる」という意味がある(前掲『日本国語大辞典(第二版)』8巻、968頁)。
- (68) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、7巻(255号文書、311～312頁)。
- (69) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、7巻(255号文書、311～312頁)。
- (70) 図録『2014年NHK大河ドラマ特別展・軍師官兵衛』(NHK、NHKプロモーション、2014年、227～228頁)。
- (71) 下線hにおける「我等」は一人称単数の「私」という意味である。
- (72) 米山一政編『真田家文書』上巻(長野市、1981年発行、2005年改訂、51号文書)。
- (73) 前掲『真田家文書』上巻(55号文書)。
- (74) 『茨城県史料』中世編V(茨城県、1994年、466頁)。
- (75) 『大日本古文書』〈浅野家文書〉(東京大学出版会、1906年発行、1968年復刻、113号文書)。
- (76) 前掲『邦訳日葡辞書』(820頁)。
- (77) 『日本国語大辞典(第二版)』2巻(小学館、2001年、792頁)。
- (78) 『大日本古文書』〈吉川家文書之一〉(東京帝国大学、1925年、728号文書)。
- (79) 前掲『日本国語大辞典(第二版)』8巻(1358頁)。
- (80) 前掲『邦訳日葡辞書』(121頁)。
- (81) 『義演准后日記』第2〈史料纂集〉(続群書類従完成会、1984年、204頁)。
- (82) 前掲『義演准后日記』第2(204頁)。
- (83) 渡邊大門「関ヶ原合戦における小早川秀秋の動向」(『政治経済史学』599・600号、日本政治経済史学研究所、2016年)。
- (84) 前掲・藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成(第2版)』(121頁、相田文三「徳川家康の居所と行動(天正10年6月以降)」)。
- (85) 前掲・藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成(第2版)』(121頁、相田文三「徳川家康の居所と行動(天正10年6月以降)」)。
- (86) 下線eにおける「我等」は一人称単数の「私」という意味である。
- (87) 中村不能齋編『井伊直政・直孝』(彦根史談会発行、1951年、31号文書、53～55頁)。
- (88) 『日本大百科全書』14(小学館、1987年、43頁)。
- (89) 前掲『日本国語大辞典(第二版)』7巻(391頁)。
- (90) 『日本国語大辞典(第二版)』6巻(小学館、2001年、571頁)。
- (91) 『日本国語大辞典(第二版)』11巻(小学館、2001年、318頁)。
- (92) 前掲『日本国語大辞典(第二版)』12巻(244頁)。
- (93) 前掲・大石泰史編『井伊直政文書集』(65～66頁)。
- (94) 中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(日本学術振興会、1959年、697～698頁)。
- (95) 神崎彰利監修、下山治久編『記録御用所本文書-近世旗本家伝文書集-』上巻(東京堂出版、2000年、229～230頁)の解説によれば、川口久助(宗勝)は、「信長に仕え、のち織田信雄に属して活躍した。ついで豊臣秀吉に仕え1万850石。関ヶ原の戦いには西軍に属して改易。のち許されて徳川秀忠に仕え2500石。慶長17年(1612)3月に没、65歳。」としている。
- (96) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、28巻(10号文書、8～9頁)。
- (97) 前掲『邦訳日葡辞書』(60頁)によれば、「凡下な、または、凡下の者」の意味として、「学問もなければ、官位もない下賤な者」としている。前掲『邦訳日葡辞書』(808頁)によれば、「ヤジン(野人)」の意味として、「粗野で下賤な者」としている。

- (98) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、28巻（10号文書、8～9頁）。
- (99) 前掲『記録御用所本文書』（229頁）。
- (100) 前掲『真田家文書』上巻（56号文書）。
- (101) 前掲『日本国語大辞典（第二版）』9巻（859頁）。
- (102) 外岡慎一郎『関ヶ原を読む－戦国武将の手紙－』（同成社、2018年、64～71頁）。
- (103) 黒田基樹『羽柴を名乗った人々』（株式会社KADOKAWA、2016年、108～109頁）。

※本稿は、拙稿「関ヶ原の戦い関係の一次史料についての検討（その1）－鍋島家関係文書を中心に－」（『愛城研報告』22号、愛知中世城郭研究会、2018年）の内容を補足・改訂して、タイトルを「関ヶ原の戦い関連の鍋島家関係文書についての考察」として改題したものである。